単　位　事　務　名
通　勤　手　当

根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 鹿児島県職員の通勤手当支給規則 給与条例の運用方針について（通知）（昭和58年11月21日人第280号） 通勤手当支給規則の取扱について（通知）（昭和33年10月16日人第398号） 通勤手当の取り扱いについて（通知）（昭和39年12月24日人第650号） 通勤手当の取り扱いについて（通知）（昭和46年２月１日人第295号） 通勤手当支給規則取扱い通知の一部改正について（通知）（平成25年３月15日人第134号） 諸手当質疑応答集第11次全訂版　給与制度研究会編（学陽書房）

項　目	処　理　方　法
通勤手当の趣旨	1　通勤手当の趣旨（条例第11条） 通勤（注１）のため常例として，交通機関等を利用してその運賃等を支払っている職員又は自動車等を使用している職員（注２）に支給する手当である。 ※（注１）（鹿児島県職員の通勤手当支給規則（以下通勤手当に係る部分において「規則」という。）第２条第１項） 通勤とは，勤務のため住居と勤務公署との間を往復することをいう。 ※（注２） 再任用職員にも支給される。 （参考） 県費負担非常勤職員には，通勤手当相当額が支給される。要件を具備するに至った場合には，通勤届を教育事務所に届け出る（所属長を経由）。詳細については，公立小・中学校に勤務する県費負担非常勤職員に対する通勤手当相当額の支給手続について（通知）（平成27年４月１日鹿教教第９号）を参照
支給要件と支給額	2　支給要件と支給額 ⑴　交通機関等（JR，おれんじ鉄道，市電，バス等）の利用者の場合 ア　支給要件（条例第11条第１項第１号） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 a　通勤のために交通機関等の利用を常例とすること。 b　運賃等の負担を常例とすること。 c　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（注３）が片道

項　目	処　理　方　法
	２km（注４）以上であること。 ※（注３）（規則第２条第２項） 通勤距離は，住居から勤務公署までの経路のうち，一般に利用しうる最短の経路の長さをいい，できる限り直線的に国土地理院発行の地形図（縮尺５万分の１以上のものに限る。）等を用いて測定するものとする。ただし，この測定は，実測に優先するものではない。 ※（注４）（条例第11条第１項各号，規則第５条第２号） 歩行困難な身体障害者（労働基準法施行規則別表第２に掲げる身体障害に属する程度の身体障害）で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は，片道２km以上であることを要さない。（後記⑵・⑶の場合も同じ） イ　支給額（条例第11条第２項第１号，規則第８条） 各普通交通機関ごとに規則で定められた支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）になる。 なお，支給単位期間は，通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で規則で１か月を単位として定める期間で，通常は発行されている定期券の最も長い通用期間に応じ６か月，３か月，１か月（注５）となる。 ただし，１か月当たりの運賃等相当額（支給単位期間の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（２以上の交通機関等を利用する場合は，それぞれの運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除した額の合計額））が55,000円を超えるときは，55,000円が限度額とされ，55,000円に支給単位期間（２以上の交通機関等の場合は，最も長い支給単位期間）の月数を乗じて得た額となる。 ⑵　自動車等（自動車，単車，自転車など）の使用者の場合 ア　支給要件（条例第11条第１項第２号）は 次の二つの要件を備えることが必要である。 a　通勤のために自動車等（注６）の使用を常例としていること。 b　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上であること。 イ　支給額（注７）（条例第11条第２項第２号，規則第８条の２） ・・・・・・次ページ参照 ※（注５） 桜島フェリーの支給単位期間は，１か月とする。（昭和33年10月16日付け人第398号「通勤手当支給規則の取扱いについて」（以下通勤手当に係る部分について「通知」という。）第16条の３関係）

項　目	処　理　方　法

※（注６）

自動車等は，職員が所有しているもの又は正当な使用権を有するものであること。

※（注７）

自動車等に係る支給単位期間は，１か月とする。

（自動車等の使用距離は，実際に自動車等を運転した距離のうち，自宅と公署間における一般に利用される経路の最短の長さであることから，職員が提出した通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合がある。）

自動車等の使用距離（片道）	額 平成１７年4月1日以降
5 km 未 満	2,300 円
5 km 以 上　10 km 未 満	6,700 円
10 〃　15 〃	10,200 円
15 〃　20 〃	13,700 円
20 〃　25 〃	16,900 円
25 〃　30 〃	20,100 円
30 〃　35 〃	23,100 円
35 〃　40 〃	26,100 円
40 〃　45 〃	28,800 円
45 〃　50 〃	31,500 円
50 〃　55 〃	34,000 円
55 〃　60 〃	36,500 円
60 〃　65 〃	39,000 円
65 〃　70 〃	41,500 円
70 〃　75 〃	44,000 円
75 〃　80 〃	46,500 円
80 〃　85 〃	49,000 円
85 〃　90 〃	51,500 円
90 〃　95 〃	54,000 円
95 km 以 上	55,000 円

⑶　交通機関等と自動車等との併用者の場合

ア　支給要件（条例第11条第１項第３号）は

次の三つの要件を備えていることが必要である。

ａ　通勤のために交通機関等と自動車等を併用していること。

ｂ　運賃等を支払っていること。

ｃ　徒歩で通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上であること。

イ　支給額（条例第11条第２項第３号，規則第８条の３）

ａ　自動車等を使用する距離が片道２km以上である場合

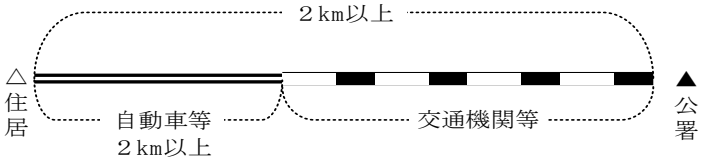

項　目	処　理　方　法
	普通交通機関等に係る額と自動車等の利用に係る額の合計額。 ただし，普通交通機関に係る１か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の支給単位期間のうち最も長い期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。 b　自動車等を使用する距離が片道２㎞未満である場合 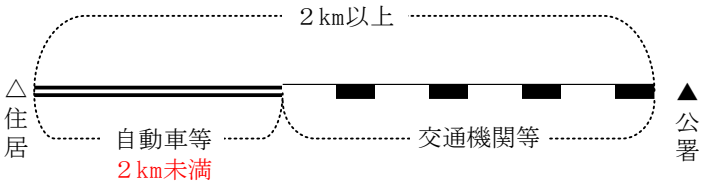 (a)　交通機関等の運賃等相当額が2,300円以上の場合 運賃等相当額（前記，(1)の支給額の算定に準ずる。） (b)　交通機関等の運賃等相当額が2,300円未満の場合‥‥2,300円
運賃等相当額の算出	3　運賃等相当額の算出 (1)　算出の基準（規則第６条，規則第７条） ア　運賃等相当額の算出は，運賃，時間，距離などから最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による。（したがって，職員が届出をした通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合もある。） イ　原則として，往路と帰路は，同一の通勤経路及び方法によるものでなければならない。 ただし，利用できるいずれの交通機関においても，勤務開始前１時間内に勤務公署に到着することができない場合，又は勤務終了後１時間内に帰途につくことができない場合等は，往路と帰路を異にすることができる。 ウ　２以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤している場合，通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は，原則として算出基礎とすることはできない。 (2)　算出方法（規則第８条第１項第１号～第３号，通知第８条関係） ア　定期券を使用することが最も経済的，合理的と認められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 発行されている定期券の通用期間のうち，それぞれ６か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（ただし，普通交通機関等と特別急行列車等に係る定期券が一体となって発行されているときは，当該特別急行列車等に係る支給単位期間に相当する期間）の定期券の価額（価額が異なる定期券（注８）があるときは最も低廉となる定期券の価額）

項　　目	処　　理　　方　　法
	イ　回数乗車券等（注９）を利用することが最も経済的，合理的と認められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては，平均１か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額 ウ　通勤に利用し得る交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間において，これらを利用して通勤する場合 ２　⑵　イの自動車等の使用者の額 ※（注８） 完全週休２日制の通常勤務職員の場合，価格の異なる定期券には，月曜日から金曜日までの間に限り利用できる１か月定期券（いわゆる平日利用限定定期券）も含まれる。 ※（注９） 通勤１回分の運賃等の額の算出は，１月当たりの通勤回数を超えない範囲の回数券のうち，一番割引率の高いもので算出する。 ※（注８・９） 土曜授業の実施に伴い，土曜日に月１回以上勤務を要する職員が，平日利用限定定期券の発行される交通機関の区間を利用する場合における通勤手当の認定については，通常の定期券と回数乗車券等の運賃相当額を比較し，最も経済的かつ合理的であると認められる方法で認定を行う。 ただし，土曜授業が実施されない月が１か月以上続く場合は，平日利用限定定期券と回数乗車券等の運賃相当額を比較し，最も経済的かつ合理的であると認められる方法で認定を行う。 変更認定に当たっては，職員の届け出は必要としないが，認定簿に確認資料として，比較表や料金表を添付するとともに手当額の変更については該当職員へ周知する。
特別急行列車等に係る特例	４　特別急行列車等に係る特例（条例第11条第３項，第４項） 特別急行列車等（注10）を利用して通勤する職員については，次のとおり特例の手当額を支給します。 ⑴　支給要件（条例第11条第３項） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 ア　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動・移転」という。）に伴い，所在する地域を異にする公署（注11）に在勤することとなったことにより，当該異動・移転の直前の住居（異動・移転の後に転居した場合には，特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居（注12）を含む。）から通勤することとなった職員 イ　特別急行列車等を利用しなければ通勤が困難（特別急行列車等を

項　目	処　理　方　法
	利用しない場合の通勤距離が60㎞以上又は通勤時間が90分以上（注13））となった職員 ウ　特別急行列車等の交通機関等で，その利用により通勤時間が30分以上短縮される等（注14）の通勤事情の改善に相当程度資するものを利用し，その利用に係る特別料金等を負担する（注15）職員 ※（注10） 特別急行列車等とは，特別急行列車（新幹線を含む。），高速艇，高速自動車国道等の有料の道路をいう。 ※（注11） 所在する地域を異にする公署とは，当該公署間を移動するとした場合，鉄道なら最寄り駅を異にする等，徒歩によらず自動車等を利用しなければ移動困難な公署をいう。 ※（注12）（規則第10条） 利用経路に変更が生じない住居とは，利用する駅，ＩＣに変更が生じない程度の転居後の住居をいう。 ※（注13）（規則第9条，通知第9条関係） 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員は，次に掲げる職員とする。 ①　特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員 ②　高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合 高速自動車国道等の有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上かつ通勤距離が40㎞以上である職員 ※（注14）（規則第11条） 次に掲げる基準に該当するものとする。 ①　特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合 (a)　その利用により通勤時間が30分以上短縮されること。 (b)　その利用により得られる通勤事情の改善が(a)に相当するものと知事が人事委員会と協議して認めるものであること。（教育事務所協議） ②　高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合 (a)　その利用により通勤時間が30分以上短縮されること。

項　　目	処　　理　　方　　法
	※（注15） 利用及びその利用にかかる特別料金等の負担は常例としていなければならない。 利用を常例としているとは，常識的に考えられる理由により特別急行列車等を利用できない場合のほかは，常に利用されている状況をいう。 なお，費用軽減のため利用しないことは理由にならない。 ⑵　支給額（条例第11条第3項第1号～第2号） 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の２分の１相当額（注16）（１か月当たりの特別料金等の２分の１相当額が20,000円を超えるときは，20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度）と特別料金等を負担しないものとした場合の通勤手当額（注17）の合計額 ※（注16）（規則第12条） 算出に当たっては，次の方法等により行うこと。 ①　特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法は，運賃等，時間，距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる。 ②　規則第７条，規則第８条（３運賃等相当額の算出）の規定は，当該算出について準用する。 ③　特急用定期券で特急料金と旅客運賃が明確に分けられていない場合，特急用定期券の価額から在来線の定期券の価額を差し引いて算出する。 ④　有料道路で回数券を使用する場合，通勤回数21回分の所要額に，当該所要額を超えない範囲で一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。（交替制勤務等のため平均１か月当たりの通勤回数が21回より少ない場合は，その平均通勤回数分の所要額に，当該所要額を超えない範囲の価格の回数券のうち一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。） ⑤　高速自動車国道等の有料道路でETCを利用する場合の特別料金は，利用料金からETCマイレージサービスの利用によって付与されるポイントを一定の交換単位で交換した還元額（無料通行分）及び平日朝夕割引により翌月付与される還元額を差し引いた実質の負担額に基づき算出した特別料金の合計額（12月分）を12で除して算出することとする。 ⑥　ETCと回数券を併用する場合，それぞれの算出額を合計した額を，支給額（１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。 ※（注17） 自動車等の使用距離が支給額の基礎となる場合は，高速自動車国道等の有料道路を利用する場合の使用距離によること。

【計算例】（平成26年４月１日から利用したものとして計算）

例：鹿児島ＩＣ～国分ＩＣを利用する場合（正規料金）1,250円

⑴　特別料金額の算定方法　　（単位：円）

区　分	① 利用料金	②朝夕 還元額	③ポイント 還元額払	①－②－③ 負担額	マイレージサービスポイント加算内訳			
					加算ポイント A	累計ポイント B=D(前段)+A	還元ポイント C	ポイント残 D=B-C
１月目	①52,500			52,500				
２月目	52,500	②26,040	5,000	21,460	③ 5,250	5,250	④ 5,000	250
３月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	2,396	0	2,396
４月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,646	5,042	5,000	42
５月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	2,188	0	2,188
６月目	52,500	26,040	0	26,460	2,646	4,834	0	4,834
７月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,646	7,480	5,000	2,480
８月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	4,626	0	4,626
９月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,646	7,272	5,000	2,272
10月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	4,418	0	4,418
11月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,646	7,064	5,000	2,064
12月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	4,210	0	4,210
		⑤26,040		⑥　318,560				

①　1,250円×２（往復）×21回（月平均通勤回数）＝52,500円

②　平日朝夕割引は（対象走行10回以上で約50%の金額を還元）
630円が１回当りの負担額（1,250円÷２＝625円（10円未満四捨五入））
630円×２（往復）×21回（月平均通勤回数）＝26,460円（１か月負担額）
26,040円を翌月20日に還元する。（52,500円－26,460円＝26,040円）

③　利用料金にかかるﾎﾟｲﾝﾄは，利用のあった翌月から付与（利用料金10円ごとに１ﾎﾟｲﾝﾄ付与）。ただし，朝夕割引等により付与された還元額等にかかる走行については，ﾎﾟｲﾝﾄは付きません。

④　ﾎﾟｲﾝﾄが5,000ﾎﾟｲﾝﾄに達した場合に無料通行分に還元（5,000ﾎﾟｲﾝﾄ=5,000円分の還元額と交換可能）

⑤　12月目分の朝夕還元額
⑥　１～12月目の負担額の合計
⑦　実質負担額計は，⑥318,560円から⑤26,040円を差し引いた292,520円

⑵　通勤手当額
特別料金額の２分の１相当額（１か月当たり）
（292,520円÷12）×1/2＝12,188円（１円未満切り捨て）

項　目	処　理　方　法
	⑶　権衡職員等（条例第11条第4項） 次に掲げる職員についても，上記⑴の要件を満たす職員との権衡上この特例が適用される。 ア　国や他の地方公共団体からの人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったことに伴い，適用の直前の勤務地と地域を異にする公署に在勤することとなったことにより，当該適用の直前の住居（適用の後に転居した場合には，特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含む。）から通勤することとなった職員で，⑴のイ及びウに該当する職員（規則第14条） イ　次に掲げる事由が生じ，当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった職員のうち，当該事由の発生の直前の住居から通勤することとなった職員で⑴のイ及びウに該当する職員（規則第15条第１号） （ア）　再任用職員として採用（定年又は任期満了後の翌日におけるものに限る。）されたこと （イ）　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第２条第１項若しくは，公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第１項の規定による派遣から職務に復帰したこと （ウ）　鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第１条の２第１号若しくは第２号の規定による休職から復帰したこと ウ　配偶者（配偶者のない職員にあっては，満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）の住居に転居したことにより単身赴任手当を支給されないこととなった職員で，当該住居から通勤し，⑴のイ及びウに該当する職員（規則第15条第２号） エ　その他上記⑴によって支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が人事委員会と協議して定める職員（規則第15条第３号，通知第15条関係）（教育事務所協議） （ア）　新たに採用された職員（上記イ（ア）を除く。）で，採用決定日現在の住居（採用の日以後に転居する場合において，特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，規則第９条及び第11条の要件に該当する通勤を行う職員（通知第15条関係第１号） （イ）　新たに採用された職員で，次の掲げる事情により，当該採用の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の住居から，規則第９条及び第11条の要件に該当する通勤を行う

項　目	処　理　方　法
	職員（通知第15条関係第２号） a　疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護すること（職員又は配偶者の父母の場合にあっては，同居・別居は問わない。）（通知第15条関係第２号ア） b　同居の子（満３歳以上の子に限る。以下同じ。）が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設（児童福祉法第39条第１項に規定する保育所，同法第59条第１項に規定する施設のうち同法第39条第１項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第７条第１項に規定する認定こども園を含む。以下「学校等」という。）に就学すること。（通知第15条関係第２号イ） c　同居の配偶者が引き続き就業すること。（通知第15条関係第２号ウ） d　本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記aからcに類する事情があること。（通知第15条関係第２号エ） 「前記aからcに類する事情」がある職員とは，次に掲げる場合に該当する職員とする。 (a)　職員又は配偶者の持ち家を管理するため，引き続き当該住宅に居住する場合 (b)　(a)に定める場合のほか，人事課長が「前記aからcに類する事情」があると認める場合 （ウ）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居した職員で，次に掲げる事情により，規則第９条及び第11条の要件に該当する通勤を行う職員（通知第15条関係第３号） a　疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護するために，当該親族とともに転居し，同居すること。（職員又は配偶者の父母の場合にあっては，同居・別居は問わない。）（通知第15条関係第３号ア） b　同居の子が学校等に就学するために，当該子とともに転居し，同居すること。（通知第15条関係第３号イ） c　同居の配偶者が引き続き就業するために，配偶者とともに転居し，同居すること。（通知第15条関係第３号ウ） d　本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記ａからｃに類する事情があること。（通知第15条関係第３号エ） 「前記ａからｃに類する事情」がある職員とは，次に掲げる場合に該当する職員とする。 (a)　異動等の日以後，新築・購入した持ち家に転居した場合 (b)　離島等へ家族とともに赴任した職員が本土等への異動時に持ち家

項　目	処　理　方　法
支　給　方　法	に転居した場合 (c)　(a)から(b)に定める場合のほか，人事課長が「前記ａからｃに類する事情」があると認める場合 （エ）　上記イに掲げる事由の発生の直前から引き続き条例第 11 条第３項の要件を満たすこととなる職員又は当該事由発生以降に（ウ）の要件を満たすこととなる職員（通知第 15 条関係第４号） ５　支給方法 ⑴　支給手続 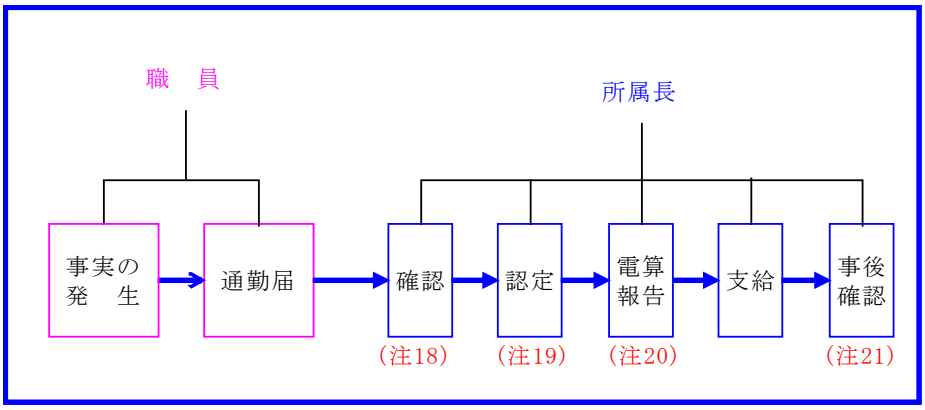 ※（注18）（規則第４条） 所属長は，職員から届出があったときは，通勤の実態について定期券等の提示を求めるなどの方法により確認すること。 ※（注19） ・自動車等の使用距離は，必要に応じて実測を行うなどの方法により確認すること。 ・教育事務所への協議事項 (a)　特別急行列車等利用者（高速自動車国道等の有料の道路の利用者を除く。）のうち，その利用により通勤時間が30分以上短縮されない者で，その他通勤事情の改善があると認められるもの〈（注14）の①の(b)〉　（規則第11条第１号） (b)　権衡職員〈４の(3)のウ〉　（規則第15条第２号） 権衡職員の協議にあたっては，次の表の区分により定める証明書類を添付すること。 また，協議にあたっては，別記第１号様式によること。

項　目	処　理　方　法

第1号該当 （新規採用職員）	・ 採用決定日時点の住所を証する住民票 ・ 住民票と採用決定日時点の住居の所在地が異なる場合にあっては，申立書
第2号ア該当 第3号ア該当 （親族の介護）	・ 介護を必要とする親族の診断書 ・ 同居を要する親族の場合にあっては，職員との同居を証する住民票 ・ 介護の状況を証する職員の申立書
第2号イ該当 第3号イ該当 （子の就学）	・ 子が義務教育以外の教育施設に就学する場合にあっては，子の在学証明書 ・ 子との同居を証する住民票
第2号ウ該当 第3号ウ該当 （配偶者の就業）	・ 配偶者の就業証明書 ・ 配偶者との同居を証する住民票
第2号エ該当 第3号エ該当 （持ち家へ転居等）	・ 新たに採用された職員が持ち家に居住する場合，又は持ち家への転居の場合にあっては，住居手当認定簿の写し又は持ち家であることを証する登記事項証明書 ・ その他の場合にあっては，類する事情を証する申立書等必要な書類

別記第１号様式

年　　月　　日

○○教育事務所長　殿

○○○学校長　職印

通勤手当の認定について（協議）

このことについて，下記の職員から別紙写しのとおり通勤届の提出がありましたので，協議します。

記

１　届出職員
　（職名）
　（氏名）
２　協議を要する事由
　□　規則第11条第１号該当
　□　規則第15条第２号該当
　　□　通知第15条関係第１号該当
　　□　通知第15条関係第２号該当
　　□　通知第15条関係第３号該当

※（注20）
　実際に認定がなされてから電算報告を行うこと。

項　目	処　理　方　法
	※（注21）（規則第18条） 現に通勤手当の支給を受けている職員が，通勤手当の支給を受ける要件を備えているかどうか，また，通勤手当の支給額が正しいかどうかを随時確認すること。 特別料金等の２分の１相当額の支給を受けている場合は，月に１度，定期券，回数券，領収書，利用明細書等により利用状況を確認すること。 ⑵　届出が必要な場合（規則第３条第１項～第３項） ア　新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合 イ　所属長を異にして異動した場合（注22） ウ　住居，通勤経路又は通勤方法を変更した場合 エ　負担する運賃等の額に変更があった場合（注23） オ　通勤手当の支給を受ける要件を欠いた場合 ※（注22） 所属長を異にして異動した場合において，同一庁舎内の異動で住居，通勤経路，通勤方法及び通勤のために負担する運賃等に変更のないことが確認できる場合は，旧所属の認定簿をもって通勤届にかえることができるものとする。ただし，同一庁舎内の異動であっても任命権者を異にして異動した場合は，届出を必要とする。 ※（注23） 交通機関が一律に運賃等の値上げ等を行った場合は，職員に新たに届出をさせることなく，所属長において通勤届及び通勤手当認定簿の改定手続をとって差し支えない。 ⑶　支給の始期，終期及び支給額の改定等 ア　支給の始期（規則第16条第１項） a　新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合は，届出が事実の生じた日から20日以内に出されたときは，事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 b　届出が事実の生じた日から20日（注24）を経過した後になされたときは，届出を受理した日（注25）の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 イ　支給額の改定（規則第16条第２項） 通勤手当が支給されている職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は，次のとおり支給額を改定する。

項　目	処　理　方　法

a　増額の場合

(a)　届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合

事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。

(b)　届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合

届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。

b　減額の場合

届出を受理した日には関係なく，事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。

ウ　支給の終期（規則第16条第１項）

職員が退職した場合，死亡した場合又は要件を欠いた場合は，その月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給する。

エ　定期券の通用期間中に定期券の価格改定があった場合

当該定期券の通用期間の末日（２以上の普通交通機関利用者で１か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合は，最長支給単位期間の末日）を運賃の改定日とみなす。

※（注24）及び（注25）

「届出20日の計算」及び「届出を受理した日」については，扶養手当の場合と同様である。

〔例〕

（１）　減額改定で届出が遅れた場合

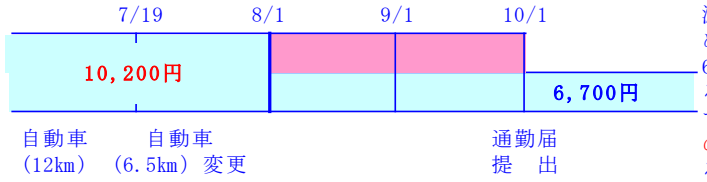

（２）　増額改定で届出が遅れた場合

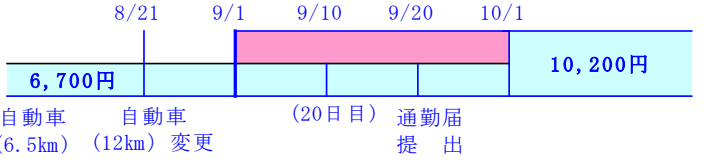

項　目	処　理　方　法
支　給　日	6　支給日 ⑴　基本的な支給日 支給単位期間の最初の月の給料の支給日 ⑵　その他の支給日 ア　支給日前に離職し，死亡した場合 離職，死亡の際 イ　支給月に給与支払管理者（給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）第２条に規定する給与支払管理者をいう。以下同じ。）を異にして異動した場合 支給月の初日に属する給与支払管理により給料の支給日（異動が支給日前である場合は，異動した際） ウ　２以上の交通機関等を利用する場合等であって，支給限度額を超えた場合 最長支給単位期間（手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）の最初の月の支給日
返　納	7　返納（規則第16条の２） ⑴　返納事由 支給単位期間中に次のような事由が生じた場合には，定期券を払い戻して得られる額を返納させる。（注26） ア　支給要件の欠如等 a　条例第11条第１項の職員たる要件を欠くに至った場合 b　離職，死亡の場合 イ　通勤経路の変更 a　通勤経路又は通勤方法を変更したことにより，手当額が改定された場合（改定後の額が同額の場合を含む。） b　運賃等の額に変更があったことにより，手当額が改定された場合 ウ　月の中途で休職，専従，派遣，育児休業，停職となった場合でその期間が２月以上にわたる場合 エ　長期出張等により，月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合 ※（注26） 給与支払管理者を異にして異動した場合でも，利用する交通機関等に変更がない場合（額に変更がない場合）は，返納の必要はない。 また，支給単位期間に係る最初の月の初日において返納事由が生ずることが確定している特定の事由に該当する場合は，支給単位期間を特別に定めることができ，これにより返納を生じさせないことができる。（規則16条の３第２項参照）

項　目	処　理　方　法
	⑵　返納額（注27）及び対象となる交通機関等 ア　１か月当たりの運賃等相当額が，支給限度額以下である場合 返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額（払戻金相当額）を返納する。 この場合，通勤経路の変更の場合は，変更のあった普通交通機関等のみが対象で，支給要件の欠如，休職，月の全日数通勤なしの場合はすべての普通交通機関等が対象となる。 イ　１か月当たりの運賃等相当額等が支給限度額を超えていた場合 ａ　１つの交通機関等を利用する者の場合 ・　55,000円×支給単位期間の残月数分 ・　払戻金相当額 のうちいずれか低い額 ｂ　２以上の交通機関等を利用する者又は併用者の場合 ・　55,000円×支給単位期間の残月数分 ・　払戻金相当額及び知事が人事委員会と協議して定める額（未使用定期券の価格，回数乗車券等×残月数及び自動車等の手当額×残月数の合計額） のうちのいずれか低い額 ウ　特別急行列車等に係る手当額の返納額 ア及びイに準じた取扱い（特別料金分は払戻金相当額の２分の１） ※（注27） 返納額の基礎となる払戻金相当額は，職員が実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず，支給単位期間の初日において購入したものとし，返納事由発生月の末日に払い戻しをしたとして得られる額とする。 なお，ＩＣカード等のデポジット分は払い戻し額に含まない。
支給単位期間の開始	８　支給単位期間の開始（規則第16条の４） ⑴　規則第16条第１項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は規則第16条第２項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。 ⑵　休職等の場合であって，これらの期間が２以上の月にわたることとなったときは（⑶に該当している場合を除く。）は，その後復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は，その日の属する月）から開始する。 ⑶　出張，休暇，欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合（⑵に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には，その後再び通勤することとなった

項　目	処　理　方　法
	日の属する月から開始する。 【例】月の中途からの育休，休職，停職等の場合‥‥‥⑵に該当 月の初日からの育休，休職，停職等の場合‥‥‥⑶に該当 産休から引き続き育休，病休から引き続き休職等の場合 ‥‥⑶に該当
そ　の　他	9　その他 ⑴　通勤手当を受けている職員が所属長を異にして異動した場合には，異動前の所属長は通勤手当認定簿の写し（注28）を異動後の所属長に送付する。 ※（注28） 同一庁舎内の異動においては，通勤手当認定簿の原本を送付しても差し支えない。 ⑵　職員が出張，休暇，欠勤等のため支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは，当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。（規則第17条） ⑶　職員が勤務公署を異にして異動した場合は，その異動後の公署へ赴任期間の満了日までに転居を完了し，通勤可能な状態である場合は，その異動の発令日を通勤手当の支給を受ける要件を備えた日として取り扱うことができる。 したがって，例えば，４月１日付けで異動した職員が赴任期間の満了日までに転居を完了し，通勤可能な状態である場合は，４月１日から20日以内に届出がなされた場合に限り，４月から通勤手当を支給する。 ⑷　職員が通勤手当の支給を受ける要件を備えた日とは，職員が通勤しうる状態に至った日をいう。 新たに採用された職員については，次の期間の満了日までに県職員給与条例第11条第１項の職員たる要件を具備する場合，採用日を同項の職員たる要件を具備した日として取り扱うこととする。 ①　②以外の赴任は採用日から７日間 ②　県外及び離島への赴任は，採用日から10日間 ただし，いずれも採用日から20日以内に届出がなされた場合に限る。

項　　目	処　　理　　方　　法
	【例】 ⑴　新たに採用された場合 ア　下記イ以外への赴任 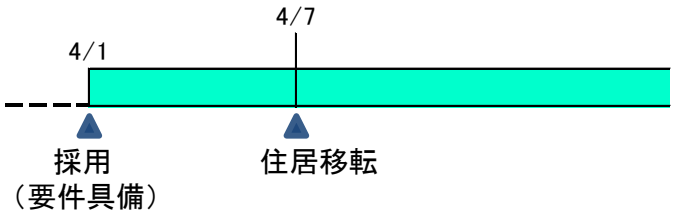 採用日から7日間の期間満了日までに入居を完了した場合：当月から支給（20日以内届出済） イ　県外及び離島への赴任 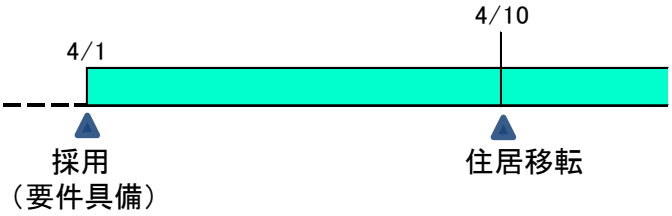 県外及び離島への赴任で，採用日から10日間の期間満了日までに入居を完了した場合：当月から支給（20日以内届出済） ⑵　月の初日に住居を移転した場合 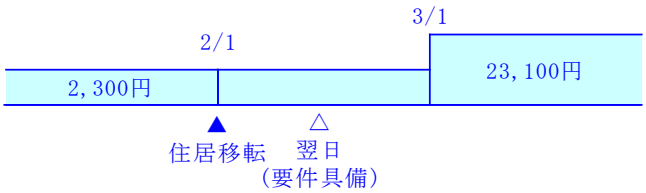 住居移転の完了日の翌日が要件具備の日となり，翌月から支給額の改定（翌月初日までに届出済。ただし，移転当日に移転後の住居から通勤した場合：当月から支給額の改定（20日以内届出済）） ⑶　月の初日に勤務公署を異にして異動した場合 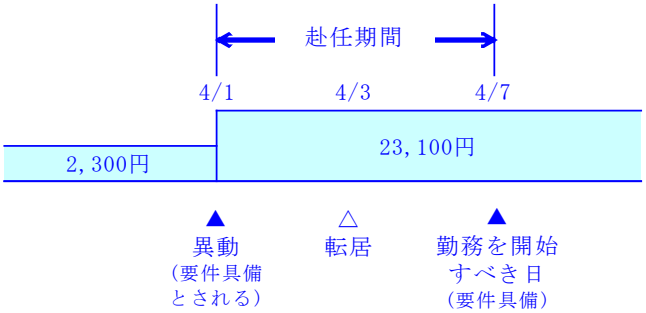 勤務を開始すべきこととされる日までに住居が定まっていて通勤しうる状態にあった場合：当月から支給額の改定（20日以内届出済） （異動前に通勤手当が支給されていない場合は，当月から支給を開始（20日以内届出済）））

参考１

通勤経路等の変更（一般的な例）

注：網掛けは，通勤経路等の変更があった普通交通機関等

① 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下であった場合

● 変更後55,000円以下となる場合（55,000円以下→55,000円以下）

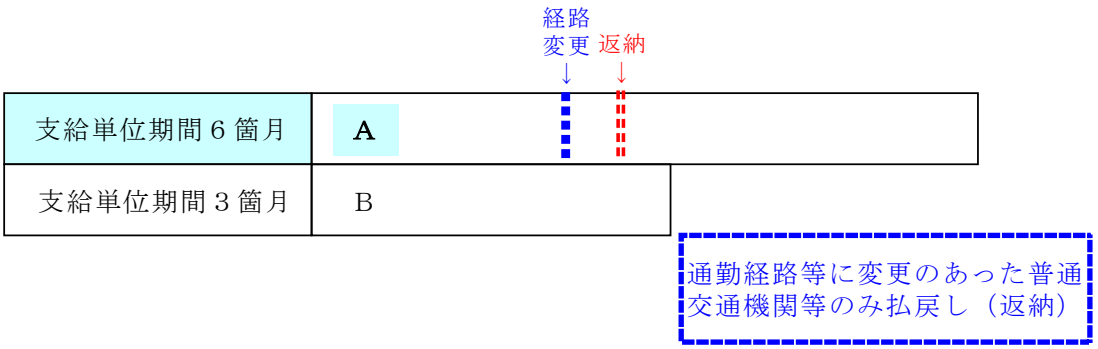

● 変更後55,000円を超えることとなる場合（55,000円以下→55,000円超）

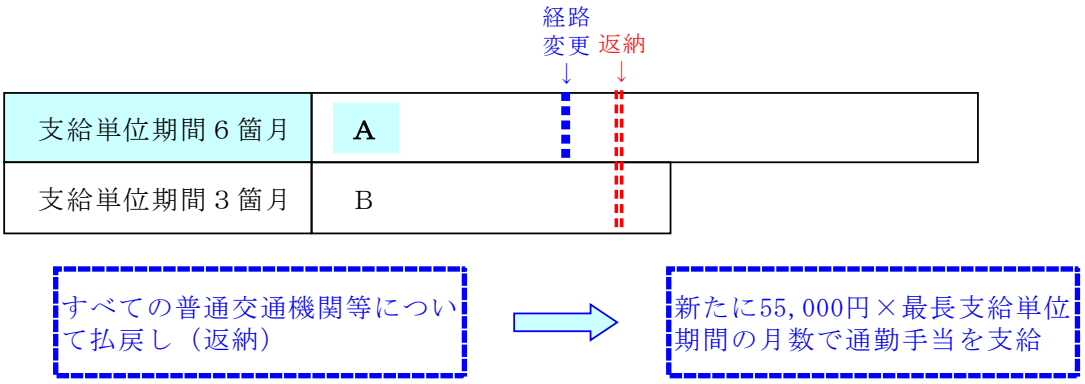

② 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた場合

● 変更後55,000円以下となる場合又は55,000円を超える場合
（55,000円超→55,000円以下又は55,000円超→55,000円超）

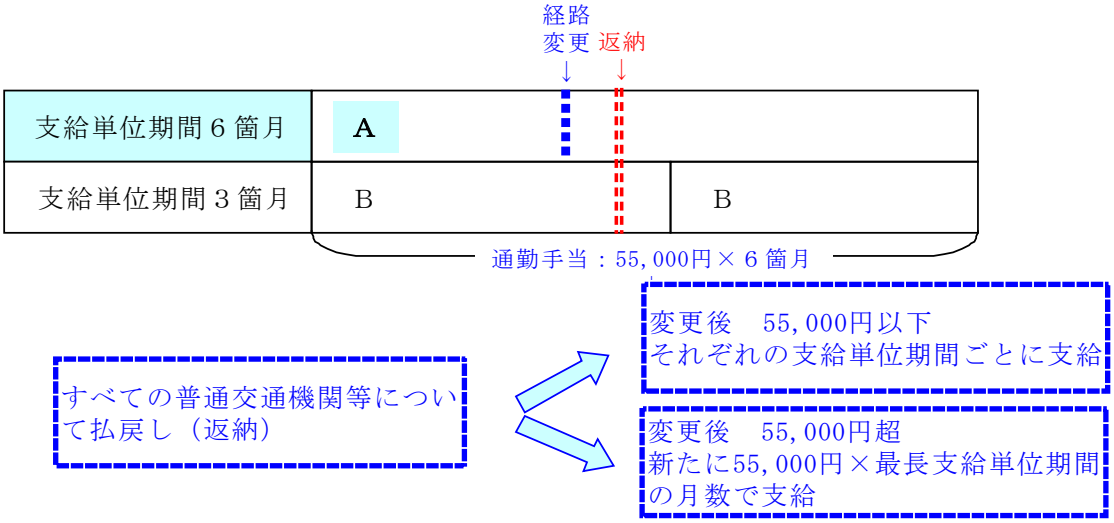

運賃等の額の変更の場合（一般的な例）

注：網掛けは，通勤経路等の変更があった普通交通機関等

① 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下であった場合

● 改定後55,000円以下となる場合（55,000円以下→55,000円以下）

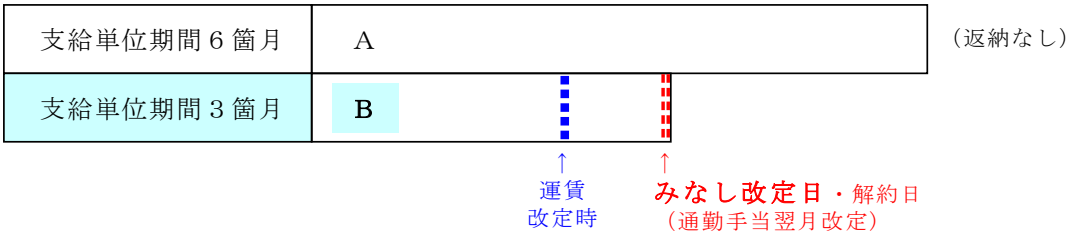

● 改定後55,000円を超えることとなる場合（55,000円以下→55,000円超）

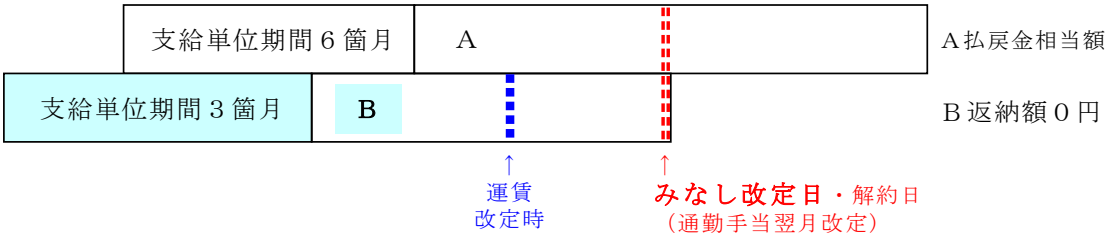

② 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた場合

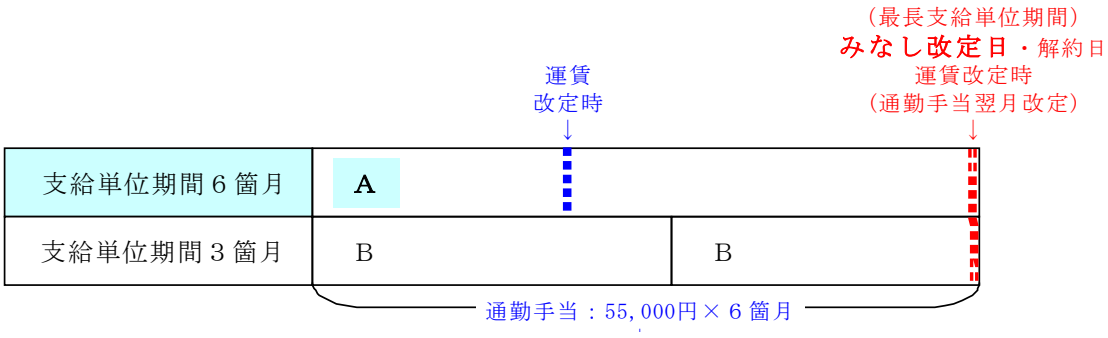

返納等の取扱い(例)

参考2

(第16条の2(返納)，規則第16条の4(支給単位期間の開始))

休　職

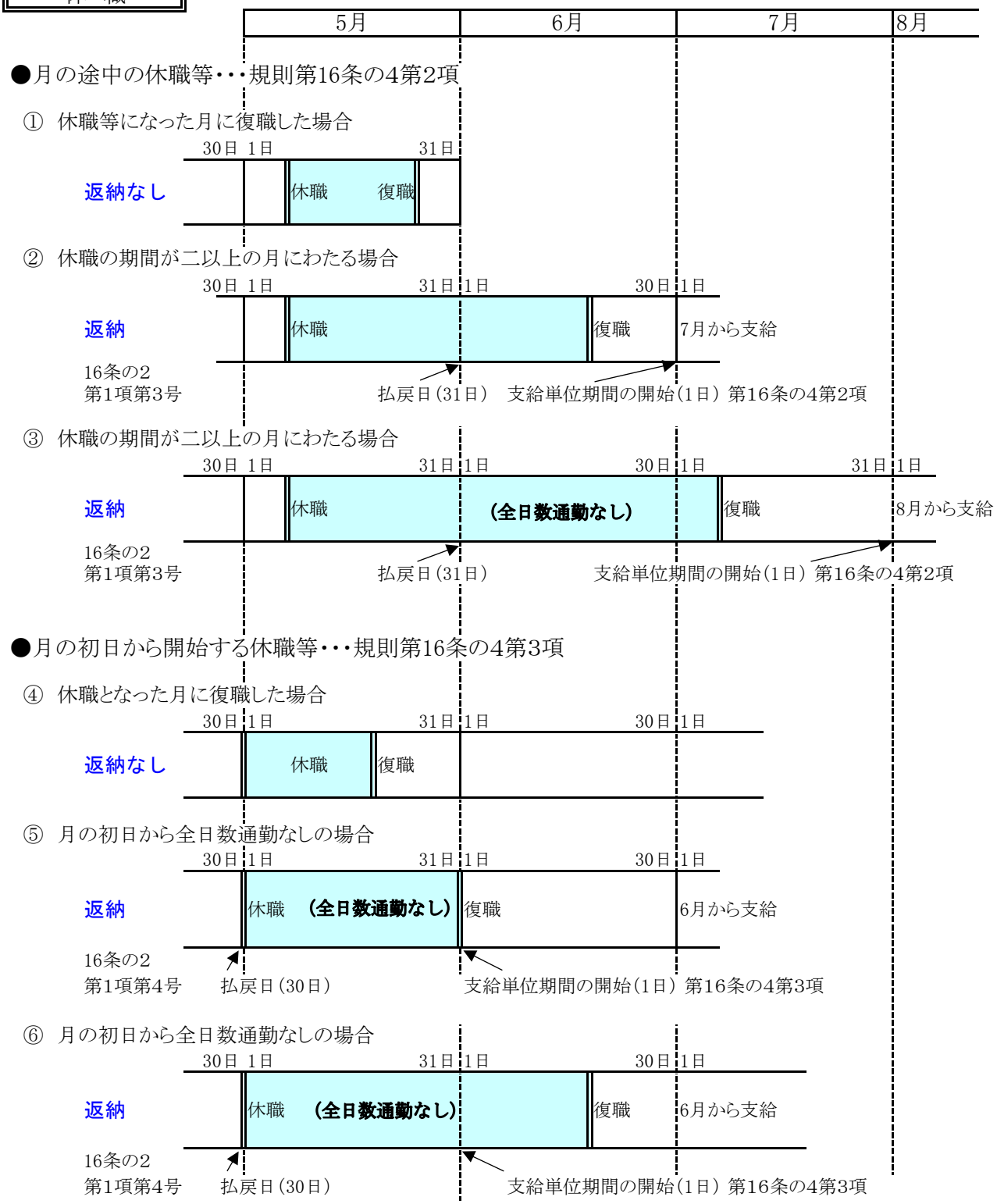

月の全日数通勤がない場合

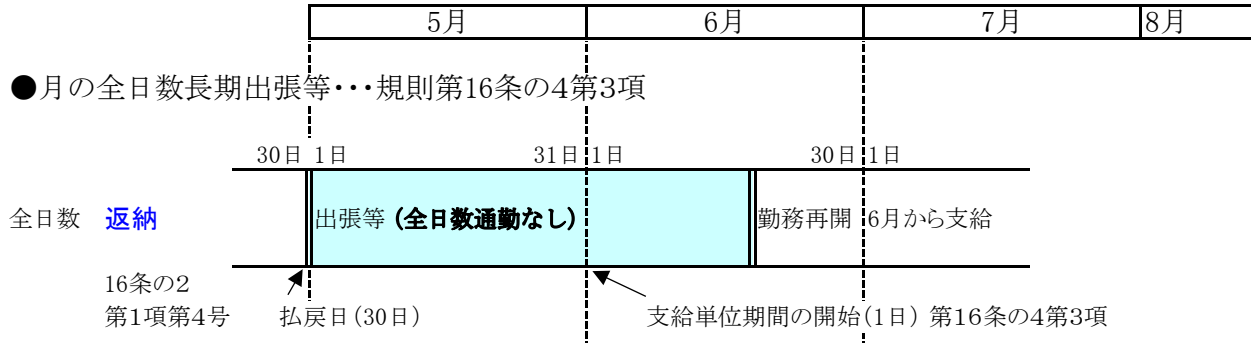

月の全日数通勤がない場合（休暇→休職）

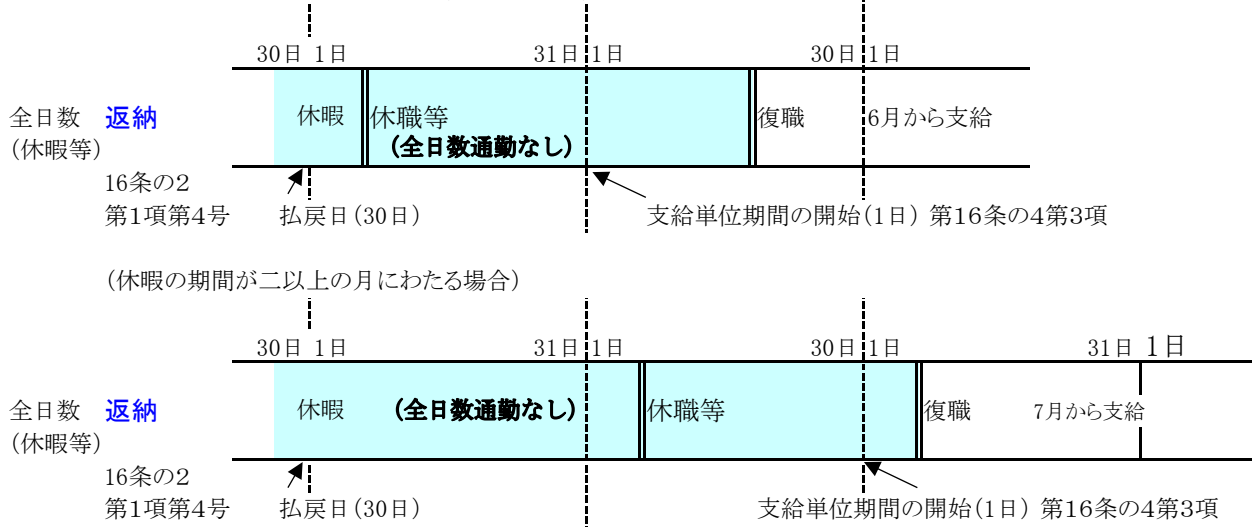

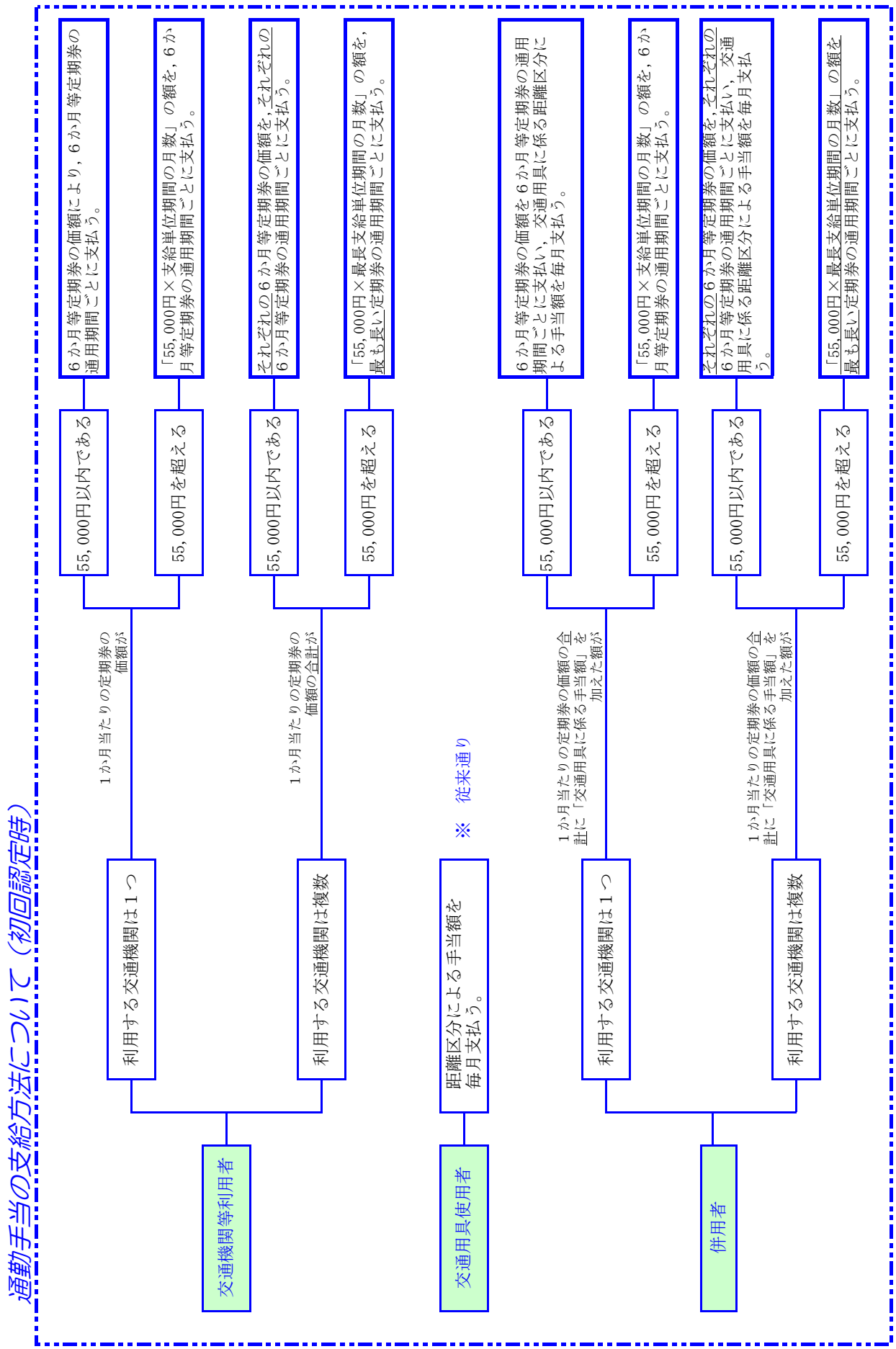
通勤手当の支給方法について（初回認定時）
交通機関等利用者
利用する交通機関は１つ
1か月当たりの定期券の価額が
55，000円以内である
6か月等定期券の価額により，6か月等定期券の通用期間ごとに支払う。
55，000円を超える
「55，000円×支給単位期間の月数」の額を，6か月等定期券の通用期間ごとに支払う。
利用する交通機関は複数
1か月当たりの定期券の価額の合計が
55，000円以内である
それぞれの6か月等定期券の価額を，それぞれの6か月等定期券の通用期間ごとに支払う。
55，000円を超える
「55，000円×最長支給単位期間の月数」の額を，最も長い定期券の通用期間ごとに支払う。
※　従来通り
交通用具使用者
距離区分による手当額を毎月支払う。
併用者
利用する交通機関は１つ
1か月当たりの定期券の価額の合計に「交通用具に係る手当額」を加えた額が
55，000円以内である
6か月等定期券の価額を6か月等定期券の通用期間ごとに支払い，交通用具に係る距離区分による手当額を毎月支払う。
55，000円を超える
「55，000円×支給単位期間の月数」の額を，6か月等定期券の通用期間ごとに支払う。
利用する交通機関は複数
1か月当たりの定期券の価額の合計に「交通用具に係る手当額」を加えた額が
55，000円以内である
それぞれの6か月等定期券の価額を，それぞれの6か月等定期券の通用期間ごとに支払い，交通用具に係る距離区分による手当額を毎月支払う。
55，000円を超える
「55，000円×最長支給単位期間の月数」の額を最も長い定期券の通用期間ごとに支払う。

通勤手当の支給方法について（概要）

H16.4.1 以降

１か月当たり55,000円以下の場合

○　職員Ａ（４月１日付け異動者）　　▲は給料支給日（以下同じ）

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月以降
ＪＲ利用分 ６か月定期券（60,000円）		▲ 支給単位期間 （６か月）						６か月 （10月～3月）
バス利用分 ３か月定期券（21,000円）		▲ 支給単位期間 （３か月）			▲ （３か月）			３か月 （10月～12月）
自動車等利用分 （３km・2,300円）		支給単位期間 ▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	１か月 （毎月）
通勤手当支給額	ＪＲ	60,000円						
	バス	21,000円			21,000円			
	自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	
	合計	83,300円	2,300円	2,300円	23,300円	2,300円	2,300円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

１か月当たりの額	19,300円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（60,000円／６＋21,000円／３＋2,300円＝19,300円　→　55,000円以下）

○　職員Ｂ（５月１０日住居移転，６月から認定）

		６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月以降
ＪＲ利用分 ６か月定期券（90,000円）		▲ 支給単位期間 （６か月）						６か月 （12月～5月）
バス利用分 ３か月定期券（27,000円）		▲ 支給単位期間 （３か月）			▲ （３か月）			３か月 （12月～2月）
自動車等利用分 （７km・6,700円）		支給単位期間 ▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	１か月 （毎月）
通勤手当支給額	ＪＲ	90,000円						
	バス	27,000円			27,000円			
	自動車等	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	
	合計	123,700円	6,700円	6,700円	33,700円	6,700円	6,700円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

１か月当たりの額	30,700円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（90,000円／６＋27,000円／３＋6,700円＝30,700円　→　55,000円以下）

１か月当たり55,000円超の場合

○　職員Ｃ（８月１０日住居移転，９月から認定）

		９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月以降
ＪＲ利用分 ６か月定期券（180,000円）		▲ 支給単位期間 （６か月）						６か月 （3月～8月）
バス利用分 ３か月定期券（27,000円）		▲ 支給単位期間 （３か月）			▲ （３か月）			３か月 （3月～5月）
自動車等利用分 （２２km・18,700円）		支給単位期間 ▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	▲ １か月	１か月 （毎月）
通勤手当支給額	ＪＲ							
	バス							
	自動車等							
	合計	330,000円	0円	0円	0円	0円	0円	

※「55,000円×最長支給単位期間（本例の場合６か月）」の額を，最初の月に一括支給
（交通手段ごとの支給単位期間の概念は消滅）

１か月当たりの額	57,700円
	↓
	55,000円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（180,000円／６＋27,000円／３＋18,700円＝57,700円　→　55,000円超）

通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○　１か月当たり55,000円以下の場合（給与条例第11条第２項第１号本文）

①　一の普通交通機関等利用者

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　93,750円　（支給単位期間　６か月）					
手当支給額	93,750円					

☆4月支給額　93,750円

支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）

Ｊ　Ｒ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	→ 55,000円以下

②　二以上の普通交通機関等利用者

【その１】　支給単位期間の開始月が同じ場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　93,750円　（支給単位期間　６か月）					
バス	３か月定期券　26,930円（支給単位期間　３か月）			３か月定期券　26,930円（支給単位期間　３か月）		
手当支給額	120,680円			26,930円		

☆4月支給額　120,680円　　☆7月支給額　26,930円

それぞれの支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

Ｊ　Ｒ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	
バ　ス	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	
合　計	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	→ 55,000円以下

（注）　(2/3)は１円未満の端数で0.66…を表す（以下同じ）

【その２】　支給単位期間の開始月がずれる場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
ＪＲ	６か月定期券　93,750円　（支給単位期間　６か月）						６か月定期券　93,750円（支給単位期間　６か月）	
バス		３か月定期券　26,930円（支給単位期間　３か月）			３か月定期券　26,930円（支給単位期間　３か月）			３か月定期券26,930円
手当支給額	93,750円	26,930円			26,930円		93,750円	26,930円

☆4月支給額　93,750円　　☆5月支給額　26,930円　　☆８月支給額　26,930円　　☆10月支給額　93,750円　　☆11月支給額　26,930円

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額　→　55,000円以下）

Ｊ　Ｒ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
バ　ス	0円	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)	8,976円(2/3)
合　計	15,625円	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)	24,601円(2/3)

通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○　１か月当たり55,000円超の場合（給与条例第11条第２項第１号ただし書）

①　一の普通交通機関等利用者（条例第11条第2項第1号ただし書）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　360,000円　（支給単位期間　６か月）					
手当支給額	330,000円					

☆4月支給額　330,000円（55,000円×6月）←限度額

←支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）

Ｊ　Ｒ	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	→　55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	

②　二以上の普通交通機関等利用者（条例第11条第2項第1号ただし書括弧書）

【その１】　支給単位期間の開始月が同じ場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　310,300円　（支給単位期間　６か月）					
バス	３か月定期券　30,400円（支給単位期間　３か月）			３か月定期券　30,400円（支給単位期間　３か月）		
手当支給額	330,000円					

最長支給単位期間は６か月

☆4月支給額　330,000円（55,000円×最長支給単位期間６か月）

（４月の定期券購入代　340,700円　＋　7月の定期券購入代　30,400円　＝　371,100円）

←最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

Ｊ　Ｒ	51,716円(2/3)	51,716円(2/3)	51,716円(2/3)	51,716円(2/3)	51,716円(2/3)	51,716円(2/3)	
バ　ス	10,133円(1/3)	10,133円(1/3)	10,133円(1/3)	10,133円(1/3)	10,133円(1/3)	10,133円(1/3)	
合　計	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	→　55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	

（注）　(2/3)，(1/3)は１円未満の端数でそれぞれ0.66…，0.33…を表す（以下同じ）

【その２】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　93,750円　（支給単位期間　６か月）					
バス	３か月定期券　120,300円（支給単位期間　３か月）			３か月定期券　120,300円（支給単位期間　３か月）		
手当支給額	330,000円					

最長支給単位期間は６か月

☆4月支給額　330,000円（55,000円×最長支給単位期間６か月）

（4月の定期券購入代　214,050円　＋　7月の定期券購入代　120,300円　＝　334,350円）

←最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

Ｊ　Ｒ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	
バ　ス	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	
合　計	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	→　55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	

通勤手当の支給方法について（併用者）

● 併用者のうち交通機関等及び自動車等に係る額を併給される場合

（給与条例第11条第２項第３号）

○　１か月当たり55,000円以下の場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　93,750円　（支給単位期間　６か月）					
自動車等	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円
手当支給額	96,050円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

← 支給単位期間　１か月

☆4月支給額　96,050円（６か月定期：93,750円＋自動車等：2,300円）

☆5月～9月の各月支給額　2,300円

← それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

※１か月当たりの額（「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額）

Ｊ　Ｒ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合　計	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円

→　55,000円以下

○　１か月当たり55,000円超の場合（給与条例第11条第2項第3号括弧書）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６か月定期券　360,000円　（支給単位期間　６か月）					
自動車等	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円
手当支給額	330,000円					

} 最長支給単位期間は６か月

☆4月支給額　330,000円（55,000円×最長支給単位期間６か月）

← 最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額（「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額）

Ｊ　Ｒ	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合　計	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円

→　55,000円超

⇩

支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円

通勤手当の支給方法について（特別急行列車等利用者）

● 特別急行列車等利用に係る特別料金等が１か月当たり20,000円以下の場合
（給与条例第11条第３項第１号本文＋第２号）

① 特別急行列車等のみ利用する場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
新幹線【ｴｸｾﾙﾊﾟｽ】	６か月定期券　424,070円（支給単位期間　６か月）（ＪＲ通常定期券　203,260円　特別料金　220,810円）					
手当支給額	313,665円					

☆4月支給額　203,260円（通常定期券）
110,405円（特別料金の1/2）
計　313,665円

← 最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※１か月当たりの額

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ通常定期券	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)
特別料金(1/2)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)

← 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（55,000円以下）
← 特別料金(1/2)を支給単位期間の月数で除した額（20,000円以下）

（注）　(5/6)は１円未満の端数で0.833…を表す（以下同じ）

② 特別急行列車等と自動車等を併用する場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
新幹線【ｴｸｾﾙﾊﾟｽ】	６か月定期券　424,070円（支給単位期間　６か月）（ＪＲ通常定期券　203,260円　特別料金　220,810円）					
自動車等	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円	５km未満 2,300円
手当支給額	315,965円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

☆4月支給額　203,260円（通常定期券）
2,300円
110,405円（特別料金の1/2）
計　315,965円

← それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

☆5月～9月の各月支給額　2,300円

※１か月当たりの額

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ通常定期券	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)	33,876円(2/3)
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合　計	36,176円(2/3)	36,176円(2/3)	36,176円(2/3)	36,176円(2/3)	36,176円(2/3)	36,176円(2/3)
特別料金(1/2)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)	18,400円(5/6)

← 「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
← 特別料金(1/2)を支給単位期間の月数で除した額（20,000円以下）

※特別急行列車等利用に係る特別料金等の加算については，条例・規則上の要件を満たす必要があります。

通勤手当の支給方法について（土曜授業関係の認定）

⑴ 土曜授業が実施される月の場合
　通常定期券（支給単位期間が土曜授業が実施される月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（IC カード）の1か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定。（定期券の場合，支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定）

⑵ 土曜授業が実施されない月の場合
　平日利用限定定期券（支給単位期間が土曜授業が実施ない月を超えないの範囲のもの）と回数乗車券（ICカード）の1か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定。（定期券の場合，支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定）

⑶ 変更認定の手続き
　変更認定に当たっては，職員の届け出は必要としないが，認定簿に確認資料として，比較表（鹿教教第254号 H27．9．18別紙1，2を参考）や料金表を添付するとともに，手当額の変更については該当職員へ周知する。

計算例1　回数乗車券が通常定期券（3か月）より低廉となる場合（バス片道190円）

通常定期券（3か月）　22,740円(1か月当たり7,580円… ①)
通常定期券（1か月）　7,980円
平日利用限定定期券（3か月）17,870円(1か月当たり5,956円)
平日利用限定定期券（1か月）　6,270円… ②
回数乗車券（通勤21回分）　7,980円（190円×2回×21回）
→ 7,183円(ラピカ　1割プレミア・1％乗車ポイント反映)
… ③

※ ③ ＜ ① であるので，③(7,183円)が1か月当たりの通勤手当額

4～7月	8月	9～2月	3月
回数乗車券等の運賃等相当額による認定 7,183円(③)	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定 6,270円(②)	回数乗車券等の運賃等相当額による認定 7,183円(③)	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定 6,270円(②)
土曜授業あり	土曜授業なし	土曜授業あり	土曜授業なし

計算例2　通常定期券（3か月）が回数乗車券より低廉となる場合（市電片道170円）

通常定期券（3か月）　19,150円… ①(1か月当たり6,383円… ②)
通常定期券（1か月）　6,720円
平日利用限定定期券（3か月）　15,050円(1か月当たり5,016円)
平日利用限定定期券（1か月）　5,280円… ③
回数乗車券等（通勤21回分）　7,140円（170円×2回×21回）
→ 6,426円(ラピカ　1割プレミア・1％乗車ポイント反映)
… ④

※ ② ＜ ④ であるので，②(6,383円)が1か月当たりの通勤手当額

4～6月	7月	8月	9～11月，12～2月	3月
通常定期券(3か月)の運賃等相当額による認定 19,150円(①) (1月当たり6,383円) (②)	回数乗車券等の運賃等相当額による認定 6,426円(④) (通常定期券(1か月)6,720円より低廉)	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定 5,280円(③)	通常定期券(3か月)の運賃等相当額による認定 19,150円(①) (1月当たり6,383円) (②)	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定 5,280円(③)
土曜授業あり	土曜授業なし		土曜授業あり	土曜授業なし

記入例１
自家用車利用の場合

※　朱書きは届出者が記入します

通　　勤　　届

北薩小
〇〇.〇〇.〇〇
受　付

任命権者 北薩小学校長　殿		勤務課(所)名	北薩小学校
		所在地	鹿児島市〇〇町３－３
職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎　指宿印
住　居	鹿児島市〇〇町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☑ 新　規　（☑ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- □ 住居の変更
- □ 通勤経路又は方法の変更
- □ 運賃等の負担額の変更
- □ その他（　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）
平成　〇〇 年　〇〇 月　〇〇 日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 □	自動車（　　）	住居から（　　経由）学校　まで	5.5 km	10 分		円	
2 □	（　　）	から（　　経由）　まで	. km	分		円	
3 □	（　　）	から（　　経由）　まで	. km	分		円	
4 □	（　　）	から（　　経由）　まで	. km	分		円	
5 □	（　　）	から（　　経由）　まで	. km	分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	5.5 km
		総所要時間	10 分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，〇〇バス，〇〇線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種類」欄には，定期券(〇箇月)，回数乗車券（〇〇枚つづり），普通乗車（船）券，優待乗車（船）券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券等の額」欄には，定期券の種類に応ずる額を記入すること。
4　「備考」欄には，定期券を持たない理由，回数乗車券の枚数等を記入すること。また，往路と復路が異なる場合は，その旨と理由を記入すること。
5　「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には，名称，利用区間，所要時間，〇箇月運賃のほかに，当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は，当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　添付書類
・通勤経路の略図

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- □ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	年　月　日	※異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年　月　日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居から（　　経由）　まで	. km	分	
2		から（　　経由）　まで	. km	分	
3		から（　　経由）　まで	. km	分	
4		から（　　経由）　まで	. km	分	
5		から（　　経由）　まで	. km	分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	km
		総所要時間	分

記入上の注意
1　※欄は，□1にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，〇〇バス，〇〇線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

別記

記入例２
高速道路利用の場合

※　朱書きは届出者が記入します

通　　勤　　届

北　薩　小
○○. ○○. ○○
受　付

任命権者 北薩小学校長　殿		勤務課(所)名	北薩小学校
		所在地	大口市○○町３－３
職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎　指宿印
住　居	鹿児島市○○町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☑ 新　規　（☑ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- □ 住居の変更
- □ 通勤経路又は方法の変更
- □ 運賃等の負担額の変更
- □ その他（　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）
平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 □	自動車（　　）	住居から（　経由）和田　まで	1.3 km	2 分		円	
2 □	自動車（自動車専用道路）	和田　から（　経由）谷山ＩＣ　まで	3.4 km	5 分		円	
3 □	自動車（有料道路）	谷山ＩＣ　から（山田料金所　経由）鹿児島ＩＣ　まで	6.0 km	6 分	回数券	320 円	
4 □	自動車（高速道路）	鹿児島ＩＣ　から（　経由）横川ＩＣ　まで	50.1 km	37 分	ＥＴＣ	1,430 円	
5 □	自動車（　　）	横川ＩＣ　から（　経由）学校　まで	14.0 km	20 分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	74.8 km
		総所要時間	70 分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種[類]」欄には，定期券（通勤定期券，通学定期券），回数券，特急券，急行券，寝台券，グリーン券，航空券，船舶（船）券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券[等]の額」欄には，[往復]の額を記入すること。
4　「備考」欄には，[通勤]経路又は方法の変更の場合は，その旨と理[由]，[通勤]経路が異なる場合は，その旨と理由，[通勤]経路又は方法の変更の場合は，[変更]前の[通勤]経路又は方法を記入すること。
5　「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には，[通勤]経路又は方法の変更の場合は，[変更]前の[通勤]経路又は方法と[変更]後の[通勤]経路又は方法とを比較し，当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は，当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　添付書類
・高速道路を利用する場合としない場合の２種類の通勤経路の略図
・１か月分の領収書の写し

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- □ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	※異動等前の住居への入居年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
※異動等の直前の住居	鹿児島市○○町２－２	※現住居への入居年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1	自動車	住居から（　経由）学校　まで	70.3 km	往：140 復：120 分	往路と復路で所要時間が異なる。
2		から（　経由）　まで	. km	分	
3		から（　経由）　まで	. km	分	
4		から（　経由）　まで	. km	分	
5		から（　経由）　まで	. km	分	

往路・復路の時間が明らかに違う場合，それぞれ記入すること。

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	70.3 km
		総所要時間	往：140 復：120 分

記入上の注意
1　※欄は，□１にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

別記 ※年度の中途で記入例２の高速道路利用者が「軽自動車」に変更した際の届

記入例２－１
車種変更の場合

※　朱書きは届出者が記入します

通　勤　届

北薩小
○○.○○.○○
受付

任命権者 北薩小学校長　殿		勤務課(所)名	北薩小学校
		所在地	大口市○○町３－３
職名	教諭	氏名	指宿　太郎　指宿印
住居	鹿児島市○○町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☐ 新規　（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- ☐ 住居の変更
- ☐ 通勤経路又は方法の変更
- ☑ 運賃等の負担額の変更
- ☐ その他（　　）

☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）
平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 ☐	自動車（　　）	住居から（　経由）和田　まで	1.3 km	2 分		円	
2 ☐	自動車（自動車専用道路）	和田　から（　経由）谷山ＩＣ　まで	3.4 km	5 分		円	
3 ☐	自動車（有料道路）	谷山ＩＣ　から（山田料金所　経由）鹿児島ＩＣ　まで	6.0 km	6 分	回数券	200 円	
4 ☐	自動車（高速道路）	鹿児島ＩＣ　から（　経由）横川ＩＣ　まで	50.1 km	37 分	ＥＴＣ	1,180 円	
5 ☐	自動車（　　）	横川ＩＣ　から（　経由）学校　まで	14.0 km	20 分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	74.8 km
		総所要時間	70 分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種[illegible]券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券[illegible]
4　「備考」欄には，[illegible]路が異なる場合は，その旨と理[illegible]
5　「他に利用できる[illegible]に，当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は，当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　添付書類
・１か月分の領収書の写し

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☐ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- ☐ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- ☐ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	※異動等前の住居への入居年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
※異動等の直前の住居	鹿児島市○○町２－２	※現住居への入居年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1	自動車	住居から（　経由）学校　まで	70.3 km	往：140 復：120 分	往路と復路で所要時間が異なる。
2		から（　経由）　まで	km	分	
3		から（　経由）　まで	km	分	
4		から（			
5		から（			

往路・復路の時間が明らかに違う場合，それぞれ記入すること。

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	70.3 km
		総所要時間	往：140 復：120 分

記入上の注意
1　※欄は，□１にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

参考（認定に伴う加算額の算出例）

学校名	北薩小学校
職　名	教　諭
氏　名	指 宿　太 郎
特別料金等の認定額	ＥＴＣ（　鹿児島ＩＣ　～　横川ＩＣ　） 片道料金　a　1,430 円 ※算定については別紙参照　27,740.00 円・・・・・① 回数通行券（　鹿児島ＩＣ　～　谷山ＩＣ　） 回　数　券　価　格　b　9,720 円（　鹿児島　～　谷山　36回） 回　数　券　枚　数　c　36（ｃ≦21往復分（=42枚）） （（ｂ÷ｃ）×2回（往復）×21日（１か月の通勤回数）） (9,720 ÷ 36) × 2 × 21　＝ 11,340.00 円・・・・・② 認定額（①＋②）　＝　39,080.00 円 ≒　39,080 円・・・・・③
加算額	③ × 1/2 ＝　19,540 円 （上限　20,000円）

※　通勤手当加算を認定する場合の通勤距離の認定は，高速道路等利用の場合の距離になるので，認定権者において確認の上，認定すること。

別紙参考（認定に伴う加算額の算出例）

学　　校　　名	北薩小学校
職　名・氏　名	教諭　指宿　太郎
ＥＴＣ利用区間	鹿児島ＩＣ　～　横川ＩＣ
正　規　料　金	1,430円

1回あたり利用料金	1,430	円
1月あたり通勤回数	21	回

＜算定表＞

区分	①利用料金	②朝夕還元額払	③ポイント還元額払	①-②-③負担額	マイレージサービスポイント還元等の内訳			
					加算	累計	還元	残
1月目	60,060			60,060				
2月目	60,060	29,820	5,000	25,240	6,006	6,006	5,000	1,006
3月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	3,530	0	3,530
4月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	6,554	5,000	1,554
5月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	4,078	0	4,078
6月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	7,102	5,000	2,102
7月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	4,626	0	4,626
8月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	7,650	5,000	2,650
9月目	60,060	29,820	5,000	25,240	2,524	5,174	5,000	174
10月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	2,698	0	2,698
11月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	5,722	5,000	722
12月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	3,246	0	3,246

12月目分朝夕還元額　29,820　　実質負担額計　332,880 円

通勤手当額（1か月あたり）　13,870 円　←負担額計÷12月×1／2（合計値より端数切り捨て）

年　間　料　金	332,880 円
1月当り平均料金	27,740.00 円

（特別料金等の認定額）

加　算　額 別料金額の2分の1相当	13,870 円

（上限２万円）

※　通勤手当加算を認定する場合の通勤距離の認定は，高速道路等利用の場合の距離になるので認定権者において確認の上，認定すること。

別紙参考

平成○○年４月の高速道路利用状況

北薩小学校　　教 諭　　指 宿　太 郎

月	日	曜日	自動車道（鹿児島IC～横川IC）		備考
			往路	復路	
4	1	火	○	○	
	2	水	○	○	
	3	木	○	○	
	4	金	○	×	通勤実情調査のため往路のみ利用
	5	土			
	6	日			
	7	月	○	○	
	8	火	○	○	
	9	水	○	○	
	10	木	○	○	
	11	金	○	×	PTA歓迎会のため往路のみ利用
	12	土			
	13	日			
	14	月	○	○	
	15	火	○	○	
	16	水	○	○	
	17	木	○	○	
	18	金	○	○	
	19	土			
	20	日			
	21	月	○	○	
	22	火	×	×	年休
	23	水	○	○	
	24	木	○	○	
	25	金	○	○	
	26	土			
	27	日			
	28	月	○	○	
	29	火	○	○	
	30	水	○	○	

○印は自動車道を利用

×印は自動車道を利用していない

※　留意事項－5の(7)　特別急行列車等に係る特例についてを参照

記入例３
新幹線利用の場合

※　朱書きは届出者が記入します

北薩小
○○.○○.○○
受付

通　勤　届

任命権者		勤務課(所)名	北薩小学校
北薩小学校長　殿		所在地	阿久根市○○町３－３
職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎　指宿　印
住　居	鹿児島市○○町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☑ 新　規　（☑ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- □ 住居の変更
- □ 通勤経路又は方法の変更
- □ 運賃等の負担額の変更
- □ その他（　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）
平成　○○　年　○○　月　○○　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 □	徒歩（　　）	住居から（　　経由）荒田八幡　まで	0.5 km	5　分		円	
2 □	市電（　　）	荒田八幡　から（　　経由）鹿児島中央駅　まで	2.3 km	18　分	定期券（3箇月）	15,050　円	
3 □	ＪＲ鹿児島本線（新幹線）	鹿児島中央駅　から（　　経由）川内駅　まで	46.1 km	12　分	定期券（6箇月）	282,950　円	
4 □	肥薩おれんじ鉄道（　　）	川内駅　から（　　経由）阿久根駅　まで	30.7 km	40　分	定期券（6箇月）	139,030　円	
5 □	徒歩（　　）	阿久根駅　から（　　経由）学校　まで	0.6 km	5　分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	ＪＲ鹿児島本線（鹿児島中央駅～川内駅）　50分	総通勤距離	80.2 km
		総所要時間	80　分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種類」欄　券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券等の額
4　「備考」欄には，定期　路が異なる場合は，その旨と理由を記
5　「他に利用できる交通　当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は，当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　添付書類
・新幹線を利用する場合としない場合の２種類の通勤経路の略図
・定期券の写し
・協議事項に該当の場合は，該当ごとに必要な添付書類

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- □ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	平成　○○　年　○○　月　○○　日	※異動等前の住居への入居年月日	平成　○○　年　○○　月　○○　日
※異動等の直前の住居	鹿児島市○○町３－３	※現住居への入居年月日	平成　○○　年　○○　月　○○　日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1	徒歩	住居から（　　経由）荒田八幡　まで	0.5 km	5　分	
2	鹿児島市電	荒田八幡　から（　　経由）鹿児島中央駅　まで	2.3 km	18　分	
3	ＪＲ鹿児島本線	鹿児島中央駅　から（　　経由）川内駅　まで	46.1 km	50　分	
4	肥薩おれんじ鉄道	川内駅　から（　　経由）阿久根駅　まで	30.7 km	40　分	
5	徒歩	阿久根駅　から（　　経由）学校　まで	0.6 km	5　分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	80.2 km
		総所要時間	118　分

記入上の注意
1　※欄は，□１にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

別記

記入例４
支給要件を喪失した場合

※　朱書きは届出者が記入します

通　　勤　　届

北薩小
○○.○○.○○
受　付

任命権者		勤務課(所)名	北薩小学校
北薩小学校長　殿		所在地	鹿児島市○○町３－３
職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎　印
住　居	鹿児島市○○町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- □ 新　規　（□ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- ☑ 住居の変更
- □ 通勤経路又は方法の変更
- □ 運賃等の負担額の変更
- □ その他（　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）
平成　○○　年　○○　月　○○　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 □	自転車（　　）	住居から（　経由）学校　まで	1.3 km	10 分		円	住居変更による要件喪失
2 □	（　　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	
3 □	（　　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	
4 □	（　　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	
5 □	（　　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	

新しい通勤実情を朱書き

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	1.3 km
		総所要時間	10 分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種類」欄には，定期券(○箇月)，回数乗車券（○○枚つづり），普通乗車（船）券，優待乗車（船）券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券等の額」欄には，定期　　すること。
4　「備考」欄には，定期券を持たない理　　また，往路と復路が異なる場合は，その旨と理由を記入すること。
5　「他に利用できる交通機関等の名称及　　箇月運賃のほかに，当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運　　具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　確認書類
・支給要件喪失の理由を証明する資料等
例）住民票等(住所変更の場合)
地図等のコピー（通勤経路変更の場合）

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- □ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- □ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	年　月　日	※異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年　月　日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居から（　経由）　まで	. km	分	
2		から（　経由）　まで	. km	分	
3		から（　経由）　まで	. km	分	
4		から（　経由）　まで	. km	分	
5		から（　経由）　まで	. km	分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	km
		総所要時間	分

記入上の注意
1　※欄は，□１にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

第１号様式（第３条関係）　※　朱書きは届出者が記入します

記入例５
自家用車とフェリー利用の場合

通　勤　届

大隅小 ○○.○○.○○ 受付

任命権者 大隅小学校長 殿		勤務課(所)名	大隅小学校
		所在地	鹿屋市○－○－○
職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎　指宿 印
住　居	鹿児島市○○町２－２		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第３条の規定により，通勤の実情を届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☐ 新　規　（☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- ☑ 住居の変更
- ☐ 通勤経路又は方法の変更
- ☐ 運賃等の負担額の変更
- ☐ その他（　　）

☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

（届出の理由が生じた日）平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 ☐	自家用車（　）	住居から（　経由）鴨池港　まで	3.2 km	16 分		円	
2 ☐	南海郵船フェリー（　）	鴨池港　から（　経由）垂水港　まで	15.0 km	40 分	1ヵ月定期券	14,400 円	
3 ☐	自家用車（　）	垂水港　から（　経由）　学校　まで	21.2 km	39 分		円	
4 ☐	（　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	
5 ☐	（　）	から（　経由）　まで	. km	分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	なし	総通勤距離	39.4 km
		総所要時間	95 分

記入上の注意
1　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自転車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入し，下段の（　）には特急，新幹線，高速道路等の別を記入すること。
2　「乗車券等の種類」欄　券等の別を記入すること。
3　「左欄の乗車券等の額
4　「備考」欄には，定期　路が異なる場合は，その旨と理由を記
5　「他に利用できる交通　当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は，当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
6　通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

※　添付書類
・定期券購入の旅客運賃領収書の写し

【給与条例第11条第３項又は第４項の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】＜該当する□にレ印を付する。＞
- ☐ 1　異動等に伴い，通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- ☐ 2　単身赴任手当を受給していた職員で，配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- ☐ 3　その他の職員（上記１又は２以外の職員）

※現公署への異動発令年月日	年　月　日	※異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年　月　日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居から（　経由）　まで	. km	分	
2		から（　経由）　まで	. km	分	
3		から（　経由）　まで	. km	分	
4		から（　経由）　まで	. km	分	
5		から（　経由）　まで	. km	分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離	km
		総所要時間	分

記入上の注意
1　※欄は，□１にレ印を付した職員のみ記入すること。
2　「通勤方法の別」欄には，住居から公署に至る通勤の順路に従い，徒歩，自動車，○○バス，○○線等の別をもれなく記入すること。
3　特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

記入例１
自家用車利用の場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名　指宿　太郎	職員番号　234567	所　属　北薩小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		算出式	提出年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回			受理年月日	平成　○○　年　○　月　○　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	算出の基礎となる普通交通機関等：利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎：回数券その他	運賃等の額の算出基礎：定期券	運賃等相当額：回数券その他	運賃等相当額：定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
普通交通機関等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円

自動車等の額 （条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　5．5 km）		円 6,700	平成　○○年　○○月から 年　月まで	県事協	
	改正	円	年　月から 年　月まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第８条の３　□第１号　□第２号　□第３号	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正　円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55，000円×［　　箇月］＝　　円		年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき						20，000円×［　箇月］＝		円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（　改　定　）欄	備考
支給額	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	平成　○○年　○○月　○○日 職名　北薩小学校長 氏名　鹿児島　一郎　印	
年 月　日 改正											円	円	年　月　日 職名 氏名　印	
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名　印	

※正規採用職員の場合，転居等により年度の中途で手当が変更(認定)になった場合でも，4月から3月までの全ての欄に支給額を記入しても差し支えない。

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当
☑ 該当　（□規則第5条）
□ 非該当
理由（　　）

手当額の決定
条例第11条第2項
□第1号　☑第2号　□第3号
□規則第8条の2第2項
（通勤所要回数　　回）
規則第8条の3
□第1号　□第2号　□第3号
条例第11条　□第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□第1号　□第3号 □第2号　□第4号	年 月			円		
2	□第1号　□第3号 □第2号　□第4号	年 月			円		
3	□第1号　□第3号 □第2号　□第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例２
高速道路利用の場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名	指宿　太郎	職員番号	234567	所　属	北薩小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		算出式				提出年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数	回					受理年月日	平成　○○　年　○　月　○　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円

自動車等の額 （条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　74.8　km）		円 44，000	平成　○○年　○○月から 年　月まで	県事協	
	改正	円	年　月から 年　月まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3　□第1号　□第2号　□第3号	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正　円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55，000円×［　　箇月］＝　　円		年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に〇印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1	有料道路	鹿児島IC～谷山IC	回数券 ETCカード		別紙のとおり	円	別紙のとおり 円（　箇月）	19,540 円	平成 〇〇年 〇〇月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正	高速道路	鹿児島IC～横川IC				円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
						1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額			19,540 円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき					20，000円×［　箇月］＝			円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（改定）欄	備考
支給額	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎 印 職印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	

決定事項

条例第11条第1項 該当・非該当
☑ 該当 （☐規則第5条）
☐ 非該当
理由（　　）

手当額の決定
条例第11条第2項
☐第1号 ☐第2号 ☑第3号
☐規則第8条の2第2項
（通勤所要回数　回）
規則第8条の3
☐第1号 ☐第2号 ☐第3号
条例第11条 ☑第3項 ☐第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	☐第1号 ☐第3号 ☐第2号 ☐第4号	年 月			円		
2	☐第1号 ☐第3号 ☐第2号 ☐第4号	年 月			円		
3	☐第1号 ☐第3号 ☐第2号 ☐第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※ 特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例２－１
車種変更の場合

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等 特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎 回数券その他	定期券	特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額) 回数券その他	定期券	1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月(支給月に○印を付す)(毎月の場合は省略可)	備考
特別急行列車等利用者	1	有料道路	鹿児島IC～谷山IC	回数券 ETCカード		別紙のとおり	円	別紙のとおり 円 (箇月)	19,540 円	平成 ○○年 ○○月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正	高速道路	鹿児島IC～横川IC				円	円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2	有料道路	鹿児島IC～谷山IC	回数券 ETCカード		別紙のとおり	円	別紙のとおり 円 (箇月)	15,122 円	平成 ○○年 ○○月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	軽自動車に車種変更
	改正	高速道路	鹿児島IC～横川IC				円	円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
									19,540 円	平成○○月○○日 ~~改正~~ から	15,122円	年 月 日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等 るとき								円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

軽自動車の場合
ETCカード利用で鹿児島IC～横川ICは片道1,180円で
P31算出資料からETCカード（1か月）２２，６９６．66…円
鹿児島IC～谷山ICは　36回券　6,470円（1枚あたり179.72…円）から
7,548.33…円（1か月）（179.72…円×21×2枚）で，この金額を算出してます。

	4月											3月	所属長の確認・決定（改定）欄	備考
支給額	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	平成 ○○年 ○○月 ○○日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎 印	職印
平成 ○○年 ○月 1日 から ~~改正~~	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	平成 ○○年 ○○月 ○○日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎 印	職印 H○○.○○.○○ 軽自動車に車種変更 H○○.○○.○1から59，122円
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当
☑ 該当（□規則第5条）
□ 非該当
理由（　　）

手当額の決定
条例第11条第2項
□第1号　□第2号　☑第3号
□規則第8条の2第2項
（通勤所要回数　回）
規則第8条の3
□第1号　□第2号　□第3号
条例第11条　☑第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		
2	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		
3	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		

1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合
（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）
規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額（算出基礎）

年 月	（算出基礎）	円	
年 月	（算出基礎）	円	

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例３
新幹線利用の場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名	指宿　太郎	職員番号	234567	所　属	北薩小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		算出式				提出年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数	回					受理年月日	平成　○○　年　○　月　○　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1	鹿児島市電	荒田八幡～鹿児島中央	定期券			円	15,050 円（3 箇月）	円 5,016(2/3)	平成 ○○年 ○○月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	2	JR新幹線	鹿児島中央～川内	定期券			円	134,840 円（6 箇月）	円 22,473(1/3)	平成 ○○年 ○○月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	3	肥薩おれんじ鉄道	川内～阿久根	定期券			円	139,030 円（6 箇月）	円 23,171(2/3)	平成 ○○年 ○○月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
		１箇月当たりの運賃等相当額の合計額							50,661(2/3) 円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円

自動車等の額		円	年 月から 年 月まで		
（条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離 km）	改正	円	年 月から 年 月まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第８条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正　円
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55，000円×［　　箇月］＝　　円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月(支給月に〇印を付す)(毎月の場合は省略可)	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1	新幹線	鹿児島中央～川内	定期券		148,110円(6箇月定期)	円	74,055円(6箇月)	12,342.5円	平成〇〇年〇〇月から 年 月まで	県事協	1 2 3 (4) 5 6 7 8 9 (10) 11 12	
	改正						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
						1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額			12,342.5円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円×[箇月]=			円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定(改定)欄	備考
支給額	362,975円	円	円	15,050円	円	円	362,975円	円	円	15,050円	円	円	平成〇〇年〇〇月〇〇日 職印 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平 年 月 日 職名 氏名 印	

決定事項

条例第11条第1項 該当・非該当
☑ 該当 (□規則第5条)
□ 非該当
理由( )

手当額の決定
条例第11条第2項
☑第1号 □第2号 □第3号
□規則第8条の2第2項
(通勤所要回数 回)
規則第8条の3
□第1号 □第2号 □第3号
条例第11条 ☑第3項 □第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等(特別急行列車等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額,規則第16条の2第4項の額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額,規則第16条の2第4項の額)	取扱者認印	備考
1	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号	年 月			円		
2	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号	年 月			円		
3	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合)規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	(算出基礎)		円		
		年 月	(算出基礎)		円		

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「 年 月まで」は,改定があった月(定期券の通用期間中であるときは,支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

記入例４
支給要件を喪失した場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名　指宿　太郎	職員番号　234567	所　属　北薩小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等	算出式		提出年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回			受理年月日	平成　○○　年　○　月　○　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 7 8 9	
	4						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							運賃等相当額の合計額		円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円
	自動車等の額 （条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　42．3km）								円 28,800	平成　○○年　○○月から 年　月まで	県事協		H○○.○○.○ ○転居。支給要件の喪失（通勤距離1.3km）
							改正		円 0	平成　○○年　○○月から 年　月まで	県事協		
	普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第８条の３　□第１号　□第２号　□第３号				１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額				円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円
	１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき				55，000円×［　　箇月］＝				円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

「改正」を抹消する

理由を備考欄に記入する

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に〇印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		円	年　月　日 改正		改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき						20，000円×［　箇月］＝		円	年　月から 年　月まで		5 6 11 12	

理由を備考欄に記入する

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（　改　定　）欄	備考
支給額	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	28,800 円	平成　〇〇年　〇〇月　〇〇日 職名　北薩小学校長 氏名　鹿児島　一郎	
平成　〇〇年 〇月　1日 から　~~改正~~	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	平成　〇〇年　〇〇月　〇〇日 職名　北薩小学校長 氏名　鹿児島　一郎	H〇〇.〇〇.〇〇転居 支給要件の喪失（通勤距離1.3km） H〇〇.〇〇.〇〇から0円
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名	

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当
☑ 該当　（□規則第5条）
□ 非該当
理由（　　）

手当額の決定
条例第11条第2項
□第1号　☑第2号　□第3号
□規則第8条の2第2項
（通勤所要回数　　回）
規則第8条の3
□第1号　□第2号　□第3号
条例第11条　□第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
2	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
3	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例４－２
新幹線利用の返納（２か月分）の場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名　指宿　太郎	職員番号　234567	所　属　北薩小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　11　月　29　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等	算出式		提出年月日	平成　○○　年　11　月　29　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回			受理年月日	平成　○○　年　11　月　30　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1	JR	鹿児島中央～出水	定期券			円	203,260円（６箇月）	33,876(2/3)円	平成　○○年　○○月から　年　月まで	県事協	1 2 3 4 5 ⑥ 7 8 9 10 11 ⑫	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	１箇月当たりの運賃等相当額の合計額								33,876(2/3) 円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円

自動車等の額（条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　17.7　km）		13,700円	平成　○○年　12 月から　年　月まで	県事協
	改正	円	年　月から　年　月まで	
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第８条の３　☑第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	47,576(2/3)円	年　月　日　改正	円
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55，000円×［　　箇月］＝　　円		年　月から　年　月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月(支給月に〇印を付す)(毎月の場合は省略可)	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1	新幹線	鹿児島中央～出水	定期券		220,810円(6箇月定期)	円	110,405 円(6箇月)	18,400(5/6) 円	平成 〇〇年 12月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 ⑥ 7 8 9 10 11 ⑫	
	改正						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円(箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		18,400(5/6) 円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき						20，000円×[箇月]＝		円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定(改定)欄	備考
支給額	13,700 円	13,700 円	327,365円	13,700 円	13,700 円	13,700 円	13,700 円	13,700 円	327,365円	13,700 円	13,700 円	13,700 円	平成 〇〇年 12月 10日 職名 北薩小学校長 職印 氏名 鹿児島 一郎 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	

決定事項

条例第11条第1項 該当・非該当
☑ 該当 (□規則第5条)
□ 非該当
理由(　　)

手当額の決定
条例第11条第2項
□第1号 □第2号 ☑第3号
□規則第8条の2第2項
(通勤所要回数 回)
規則第8条の3
☑第1号 □第2号 □第3号
条例第11条 □第3項 □第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等(特別急行列車等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額)	取扱者認印	備考
1	☑第1号 □第3号 □第2号 □第4号	平成〇〇年 4月	九州新幹線(普通定期代)	203,260−(110,410+38,740)=54,110−220=53,890 運賃相当額53,890	53,890円	県事協	平成〇〇年4月1日付異動
2	☑第1号 □第3号 □第2号 □第4号	平成〇〇年 4月	九州新幹線(特別料金)	220,810−(110,410+36,800)=73,600 特別料金相当額73,600÷2＝36,800	36,800円	県事協	
3	□第1号 □第3号 □第2号 □第4号	年 月			円		

1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合
(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合)
規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)

年 月	(算出基礎)	円	
年 月	(算出基礎)	円	

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「 年 月まで」は，改定があった月(定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

記入例５
自家用車とフェリー利用の場合

通　勤　手　当　認　定　簿

氏　名	指宿　太郎	職員番号	234567	所　属	大隅小学校	事実発生年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		算出式				提出年月日	平成　○○　年　○　月　○　日
平均１箇月当たりの通勤所要回数	回					受理年月日	平成　○○　年　○　月　○　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1	船舶（フェリー）	鴨池港～垂水港	定期券			円	14,400 円（１箇月）	円 14,400	平成　○○年　○○月から　年　月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	１箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正	円

自動車等の額（条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　24．4 km）		円 16,900	平成　○○年　○○月から　年　月まで	県事協	
	改正	円	年　月から　年　月まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第８条の３　☑第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	31,300 円	年　月　日　改正	円	年　月　日　改正　円
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55，000円×［　　箇月］＝　　円		年　月から　年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に〇印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		円	年　月　日 改正	円	年　月　日 改正	円
		1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき					20，000円×［　箇月］＝		円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（　改　定　）欄	備考
支給額	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	31,300 円	平成　〇〇年　〇〇月　〇〇日 職名　大隅小学校長 氏名　曽於　一郎　印	
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名　印	
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名　印	

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当

☑ 該当（□規則第5条）

□ 非該当

理由（　　）

手当額の決定

条例第11条第2項

□第1号　□第2号　☑第3号

□規則第8条の2第2項

（通勤所要回数　　回）

規則第8条の3

☑第1号　□第2号　□第3号

条例第11条　□第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
2	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
3	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例A
平成29年４月から土曜授業実施
回数乗車券が通常定期券（３か月）より低廉となる場合

勤　手　当　認　定　簿

土曜授業あり・・４・５・６・７・９・10・
11・12・１・２月

氏		所　属　北薩小学校	事実発生年月日	平成 29 年 4 月 1 日
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		算出式	提出年月日	平成 29 年 4 月 6 日
平均1箇月当たりの通勤所要回数　　回			受理年月日	平成 29 年 4 月 6 日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に〇印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1	バス	○○○ ～ △△△	回数券	別紙のとおり		7,183円	円（　箇月）	円 7,183	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	土曜授業あり
	改正			定期券		別紙のとおり	円	6,270 円（1箇月）	円 6,270	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	土曜授業なし
	2	JR	□□□ ～ ☆☆☆	定期券			円	134,840 円（６箇月）	円 22,473	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	3						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								29,656円 / 28,743円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
	自動車等の額（条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離　km）								円	年 月から 年 月まで			
	改正								円	年 月から 年 月まで			
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第8条の3　□第1号　□第2号　□第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額				円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき					55，000円×［　箇月］＝				円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	

※　運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		円	年　月　日 改正	円	年　月　日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき						20，000円×［　箇月］＝		円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（　改　定　）欄	備考
支給額	142,023 円	7,183 円	7,183 円	7,183 円	6,270円	7,183 円	142,023 円	7,183 円	7,183 円	7,183 円	7,183 円	6,270円	平成　29年　4月　6日 職名　北薩小学校長 氏名　鹿児島　一郎　印 職印	
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名　印	
年 月　日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 職名 氏名　印	

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当

☑ 該当（□規則第5条）

□ 非該当

理由（　　）

手当額の決定

条例第11条第2項

☑第1号　□第2号　□第3号

□規則第8条の2第2項

（通勤所要回数　　回）

規則第8条の3

□第1号　□第2号　□第3号

条例第11条　□第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
2	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
3	□ 第1号　□ 第3号 □ 第2号　□ 第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

記入例B
平成29年４月から土曜授業実施
通常定期券（３か月）が回数乗車券より低廉となる場合

通勤手当認定簿

土曜授業あり・・4・5・6・7・9・10・11・12・1・2月

氏名 桜島 太朗	職員番号 123456	所属 北薩小学校	事実発生年月日	平成 29 年 4 月 1 日
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等	算出式		提出年月日	平成 29 年 4 月 6 日
平均1箇月当たりの通勤所要回数 回			受理年月日	平成 29 年 4 月 6 日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
普通交通機関等利用者	1	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	19,150 円（3 箇月）	円 6,383	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 **4** 5 6 7 8 **9** 10 11 **12**	土曜授業あり
	改正			回数券	別紙のとおり		円 6,426	円（ 箇月）	円 6,426	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 **7** 8 9 10 11 12	土曜授業あり
	~~1~~ 2	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	5,280 円（1 箇月）	円 5,280	年 月から 年 月まで	県事協	1 2 **3** 4 5 6 7 **8** 9 10 11 12	土曜授業なし
	~~改正~~						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	~~2~~ 3	JR	□□□ ～ ☆☆☆	定期券			円	134,840 円（6 箇月）	円 22,473	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 **4** 5 6 7 8 9 **10** 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	4						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								28,856円 28,899円 27,753円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
	自動車等の額（条例第11条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離 km）								円	年 月から 年 月まで			
	改正								円	年 月から 年 月まで			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額				円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき					55，000円×［ 箇月］＝				円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

※ 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「 年 月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額（特別運賃等相当額）		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券					
特別急行列車等利用者	1						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（　箇月）	円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
							1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額		円	年　月　日 改正	円	年　月　日 改正	円
	1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20，000円を超えるとき						20，000円×［　箇月］＝		円	年　月から 年　月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（　改　定　）欄	備考
支給額	153,990円	円	円	6,426 円	5,280円	19,150 円	134,840 円	円	19,150 円	円	円	5,280円	平成 29年 4月 6日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 職名 氏名 印	

職印

決定事項

条例第11条第1項　該当・非該当
☑ 該当（□規則第5条）
□ 非該当
理由（　　）

手当額の決定
条例第11条第2項
☑第1号　□第2号　□第3号
□規則第8条の2第2項
（通勤所要回数　　回）
規則第8条の3
□第1号　□第2号　□第3号
条例第11条　□第3項　□第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額，規則第16条の2第4項の額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		
2	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		
3	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55，000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20，000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		年 月	（算出基礎）		円		
		年 月	（算出基礎）		円		

※　特別料金等（特別運賃等）の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「　年　月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

土曜授業に伴う認定簿の記載について

平成29年度

通　勤　手　当　認　定　簿

（その1）

氏名 桜島 花子	職員番号 234567	所属 北薩小学校	事実発生年月日	平成 29 年 4 月 1 日
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校	（算出式）		提出年月日	平成 29 年 4 月 10 日
平均1箇月当たりの通勤所要回数 回			受理年月日	平成 29 年 4 月 10 日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎：回数券その他	定期券	運賃等相当額：回数券その他	定期券	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
普通交通機関等利用者	1	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	19,150 円（3 箇月）	円 6,383	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 ④ 5 6 / 7 8 ⑨ 10 11 ⑫	土曜授業あり
	改正			回数券	別紙のとおり		円 6,426	円（ 箇月）	円 6,426	年 月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 5 6 / ⑦ 8 9 10 11 12	土曜授業あり
	1 2	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	5,280 円（1 箇月）	円 5,280	年 月から 年 月まで	県事協	1 2 ③ 4 5 6 / 7 ⑧ 9 10 11 12	土曜授業なし
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	2 3	JR	□□□ ～ ☆☆☆	定期券			円	34,840 円（6 箇月）	円 22,473	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 ④ 5 6 / 7 8 9 ⑩ 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	

土曜授業あり・・４・５・６・７・９・11・12・１・２月

土曜授業なし・・８・３月

平成 30年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 ⑤ 6 / 7 8 ⑨ 10 11 ⑫	土曜授業あり
年 月から 年 月まで	県事協	1 2 ③ 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	土曜授業あり
年 月から 年 月まで	県事協	1 2 3 ④ 5 6 / 7 ⑧ 9 10 11 12	土曜授業なし

前年度と変更があった場合に新たに作成し貼り付ける。
前年度と変更がない場合は作成は不要。

平成30年度

通　勤　手　当　認　定　簿

（その1）

氏名 桜島 花子	職員番号 234567	所属 北薩小学校	事実発生年月日	平成 29 年 4 月 1 日
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校	（算出式）		提出年月日	平成 29 年 4 月 1 日
平均1箇月当たりの通勤所要回数 回			受理年月日	平成 29 年 4 月 6 日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎：回数券その他	定期券	運賃等相当額：回数券その他	定期券	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
普通交通機関等利用者	1	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	19,150 円（3 箇月）	円 6,383	平成 30年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 4 ⑤ 6 / 7 8 ⑨ 10 11 ⑫	土曜授業あり
	改正			回数券	別紙のとおり		円 6,426	円（ 箇月）	円 6,426	年 月から 年 月まで	県事協	1 2 ③ 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	土曜授業あり
	1 2	鹿児島市電	○○○ ～ △△△	定期券		別紙のとおり	円	5,280 円（1 箇月）	円 5,280	年 月から 年 月まで	県事協	1 2 3 ④ 5 6 / 7 ⑧ 9 10 11 12	土曜授業なし
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	2 3	JR	□□□ ～ ☆☆☆	定期券			円	34,840 円（6 箇月）	円 22,473	平成 29年 4月から 年 月まで	県事協	1 2 3 ④ 5 6 / 7 8 9 ⑩ 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	

土曜授業あり・・５・６・７・９・10・11・12・１・２・３月

土曜授業なし・・４・８月

（別紙１）　・・・参考

○バス　定期券と回数乗車券（ICカード）の運賃相当額に係る比較表

（単位：円）

	バス通常定期券			バス平日利用限定定期券			回数乗車券（ＩＣカード）	
基準運賃	通常定期券（１か月）の価額（運賃等相当額）	通常定期券（３か月）の価額（運賃等相当額）Ａ	1か月当たり運賃等相当額 Ｂ＝Ａ÷３	平日利用限定定期券（１か月）の価額（運賃等相当額）	平日利用限定定期券（３か月）の価額　Ｃ	1か月当たり運賃等相当額 Ｄ＝Ｃ÷３	ＩＣカード乗車券「ラピカ」の運賃相当額	いわさきＩＣカードの運賃相当額
120	5,040	14,360	4,786	3,960	11,290	3,763	4,536	4,581
130	5,460	15,560	5,186	4,290	12,230	4,076	4,914	4,963
140	5,880	16,760	5,586	4,620	13,170	4,390	5,292	5,345
150	6,300	17,960	5,986	4,950	14,110	4,703	5,670	5,727
160	6,720	19,150	6,383	5,280	15,050	5,016	6,048	6,109
170	7,140	20,350	6,783	5,610	15,990	5,330	6,426	6,490
180	7,560	21,550	7,183	5,940	16,930	5,643	6,804	6,872
190	7,980	22,740	7,580	6,270	17,870	5,956	7,183	7,254
200	8,400	23,940	7,980	6,600	18,810	6,270	7,561	7,636
210	8,820	25,140	8,380	6,930	19,750	6,583	7,938	8,018
220	9,240	26,330	8,776	7,260	20,690	6,896	8,316	8,400
230	9,660	27,530	9,176	7,590	21,630	7,210	8,695	8,781
240	10,080	28,730	9,576	7,920	22,570	7,523	9,073	9,163
250	10,500	29,930	9,976	8,250	23,510	7,836	9,450	9,545
260	10,920	31,120	10,373	8,580	24,450	8,150	9,829	9,927
270	11,340	32,320	10,773	8,910	25,390	8,463	10,206	10,309
280	11,760	33,520	11,173	9,240	26,330	8,776	10,585	10,690
290	12,180	34,710	11,570	9,570	27,270	9,090	10,962	11,072
300	12,600	35,910	11,970	9,900	28,220	9,406	11,342	11,454
310	13,020	37,110	12,370	10,230	29,160	9,720	11,719	11,836
320	13,440	38,300	12,766	10,560	30,100	10,033	12,097	12,218
330	13,860	39,500	13,166	10,890	31,040	10,346	12,475	12,600
340	14,280	40,700	13,566	11,220	31,980	10,660	12,852	12,981
350	14,700	41,900	13,966	11,550	32,920	10,973	13,230	13,363
360	15,120	43,090	14,363	11,880	33,860	11,286	13,608	13,745
370	15,540	44,290	14,763	12,210	34,800	11,600	13,986	14,127
380	15,960	45,490	15,163	12,540	35,740	11,913	14,367	14,509
390	16,380	46,680	15,560	12,870	36,680	12,226	14,745	14,890

※ＩＣカード乗車券「ラピカ」の運賃等相当額は，通勤21回分の運賃等の額（1割プレミア及び１％乗車ポイント反映）

※いわさきＩＣカードの運賃等相当額は，通勤21回分の運賃等の額（1割プレミア反映）

※土曜授業がある月は，通常定期券（支給単位期間が土曜授業がある月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ＩＣカード）の１か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定

※土曜授業がない月は，平日利用限定定期券（支給単位期間が土曜授業がない月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ＩＣカード）の１か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定

※定期券で認定する場合，支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定

（別紙２）　・・・参考

○鹿児島市電　定期券と回数乗車券（ICカード）の運賃相当額に係る比較表

（単位：円）

	市電通常定期券			市電平日利用限定定期券			回数乗車券（ＩＣカード）	
基準運賃	通常定期券（１か月）の価額（運賃等相当額）	通常定期券（３か月）の価額（運賃等相当額）Ａ	1か月当たり運賃等相当額 Ｂ＝Ａ÷３	平日利用限定定期券（１か月）の価額（運賃等相当額）	平日利用限定定期券（３か月）の価額　Ｃ	1か月当たり運賃等相当額 Ｄ＝Ｃ÷３	ＩＣカード乗車券「ラピカ」の運賃相当額	いわさきＩＣカードの運賃相当額
170	6,720	19,150	6,383	5,280	15,050	5,016	6,426	6,490

※ＩＣカード乗車券「ラピカ」の運賃等相当額は，通勤21回分の運賃等の額（1割プレミア及び１％乗車ポイント反映）

※いわさきＩＣカードの運賃等相当額は，通勤21回分の運賃等の額（1割プレミア反映）

※土曜授業がある月は，通常定期券（支給単位期間が土曜授業がある月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ＩＣカード）の１か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定

※土曜授業がない月は，平日利用限定定期券（支給単位期間が土曜授業がない月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ＩＣカード）の１か月当たりの運賃相当額を比較し，低廉になる方で通勤手当を認定

※定期券で認定する場合，支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定

参考（通勤手当認定簿決定事項の説明）

決定事項	条例第11条第１項　該当・非該当 ☑ 該当 （□規則第5条） □ 非該当 理由　（　　） 手当額の決定 条例第11条第2項 □第１号　□第2号　☑第3号 □規則第8条の2第2項 （通勤所要回数　　回） 規則第8条の3 □第１号　□第2号　□第3号 条例第11条　☑第3項　□第4項

（例）
　異動に伴い，高速道路を利用することになった場合は，左記のように✓がつく。
（高速道路を利用することで通勤時間が30分以上の短縮。条例第11条第３項該当の場合。）

条例第11条第1項　　□該当・□非該当

第11条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2)　通勤のため自動車その他知事が承認する交通の用具(県の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員

支給範囲の特例　　（□規則第５条）

条例第11条第１項に規定する「通勤することが著しく困難である職員」に該当の場合
(1)住居又は勤務公署のいづれかが離島等にある。
(2)身体障害のため歩行することが困難な職員
※片道２ｋｍ以上であることを要さない。

手当額の決定

条例第11条第２項

□　第１号　　条例第11条第１項（1）に掲げる職員に対して支給される手当額

□　第２号　　条例第11条第２項（2）に掲げる職員に対して支給される手当額

□　第３号　　条例第11条第１項（3）に掲げる職員に対して支給される手当額

□　規則第８条の２第２項　　自動車等使用者の支給額

再任用短時間勤務職員のうち１か月当たりの通勤所要回数10回に満たない職員で規則で定める額の100分の50の額を支給する場合

規則第８条の３　併用者の区分及び支給額

□　第１号　自動車等を使用する距離が片道２キロメートル以上である場合

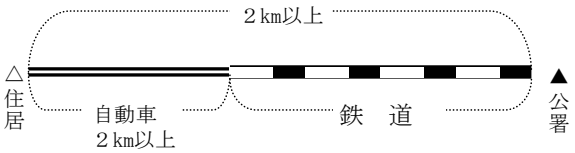

□　第２号　自動車等を使用する距離が片道２ｋｍ未満である場合で交通機関等の運賃等相当額が2,300円以上の場合

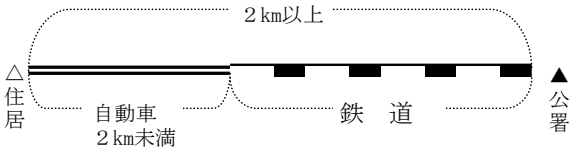

□　第３号　自動車等を使用する距離が片道２ｋｍ未満である場合で交通機関等運賃等相当額が2,300円未満の場合

条例第11条第３項,第４項　特別急行列車等を利用して通勤する職員への特例の手当

□　第３項　　異動又は公署の移転に伴い，特例の手当が支給される場合

□　第４項　　権衡職員等に特例の手当が支給される場合　（通勤－９，９の２参照）
規則第14条，規則第15条１号，規則第15条２号,通知第15条関係が適用される場合

※　第３項，第４項については，条例第11条第１項第１号又は第３号に掲げる職員に対して支給される。

様式給第28号

カードNo. 1 2 / 2 8

通勤手当報告書

平成 20 年 5 月分 ← 支給年月日を記入する。

平成 20 年 4 月 25 日 ← 提出年月日を記入する。

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北薩小学校

点検者 / 記入者（印 / 県事協）

適用には，報告内容の説明を簡潔に記載すること。

記入漏れなのか遡及なのか確認ができないので，必ず記入すること。

使用距離を右づめで記入し空白は「０」で埋める。

※通勤手当を遡及入力する場合は，遡及する最初の月から当月までを毎月１行ずつ報告する。

高速代・特急料金は手当支給の金額ではなく職員負担の金額を右詰めで記入し，空白は「０」で埋める。

同一項目に同一の内容が２以上連続する場合，「同上」，「〃」と略して記入しないこと。この場合は，同一項目を連続して記入するかあるいは「矢印（曲線）」で記入する。

１字誤りであっても項目の全桁に二重線を引き，その上部に正しい文字または数字を記入する。なお，この場合訂正印は使用しない。

作成所属コード(1)	作成所属名	修正区分(87)	ページNo.	整理番号	職員番号	氏名	支給開始年月 年号コード(4)	支給開始年月 年	支給開始年月 月	通勤種類コード(41)	交通用具情報 通勤距離	交通用具情報 高速代	定期支給情報 再任用	定期支給情報 定期	定期等返納情報 最終定期使用年月 年	定期等返納情報 最終定期使用年月 月	定期等返納情報 払戻相当額	兼務者情報 非課税	兼務者情報 課税	
3 4 5 6 7 8		9	10 11 12	13 14	15 16 17 18 19 20		21	22 23	24 25	26 27	28 29 30 31	32 33 34 35 36			54	55 56 57	58 59 60 61 62 63	64 65 66 67 68 69	70 71 72 73 74 75	
記入例１：自家用車利用の場合																				
765432	北薩小学校	2	001	02	2345671	指宿　太郎	4	20	04	01	055									交通用具利用5.5ｋｍ（平成２０年４月支給開始）
		2		03				20	05											
記入例２：高速道路利用の場合																				
765432	北薩小学校	2	001	05	2345671	指宿　太郎	4	20	04	01	074	8037091								交通用具利用74.8km 高速代37,091円（平成20年４月支給開始）
		2		06				20	05											
記入例３：新幹線利用の場合																				
765432	北薩小学校	2	001	08	2345671	指宿　太郎	4	20	04	40				03015050						市電利用３月定期代15,050円（平成20年４月支給開始）
		2		10					10					06131100144000						鉄道利用６月定期代131,100円 新幹線利用６月定期代144,000円（平成20年４月支給開始）
		2		05					20					06135170						鉄道利用６月定期代135,170円（平成20年４月支給開始）
記入例４：支給要件を喪失した場合																				
765432	北薩小学校	2	001	12	2345671	指宿　太郎	4	20	04	01	000	0000000								平成20年４月支給事由消滅
		2		05			4	20	05											
							4	20	06											

様式給第28号

カードNo. 1 2 / 2 8

平成 ○○ 年 ○○ 月分

通勤手当報告書

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北薩小学校

点検者 / 記入者（印 / 県事協）

作成所属名 / 作成所属コード(1)	修正区分(87)	ページ No.	整理番号	氏名 / 職員番号	支給開始年月 年号コード(4)	年	月	通勤種類コード(41)	交通用具情報 通勤距離	高速代	再任用短時間区分	定期支給情報 定期期間	定期代	特急料金	定期等返納情報 最終定期使用年月 年号コード(4)	年	月	払戻相当額	兼務者情報 非課税	課税	摘要
3 4 5 6 7 8	9	10 11 12	13 14	15 16 17 18 19 20	21	22 23	24 25	26 27	28 29 30 31	32 33 34 35 36 37	38	39 40	41 42 43 44 45 46	47 48 49 50 51 52	53	54 55	56 57	58 59 60 61 62 63	64 65 66 67 68 69	70 71 72 73 74 75	
北薩小学校				指宿　太郎																	
7 6 5 4 3 2	2	0 0 1	0 2	2 3 4 5 6 7	4	2 0	1 2	1 0										4 2 1 0 3 0	8 8 1 9 0		
	2		0 3																		
	2		0 4																		
	2		0 5																		
北薩小学校				指宿　太郎																	
7 6 5 4 3 2	2	0 0 1	0 6	2 3 4 5 6 7	4	2 0	1 0	3 0										4 2 0 1 1 0	1 1 2 8 6		
	2		0 7		4	2 0	1 2	3 1				0 3	0 1 6 9 3	0							
	2		0 8																		
北薩小学校				指宿　太郎																	
7 6 5 4 3 2	2	0 0 1	1 0	2 3 4 5 6 7	4	2 0	1 0	3 0										4 2 0 1 1 0	0 9 2 3 0		
	2		0 5																		
北薩小学校				指宿　太郎																	
7 6 5 4 3 2	2	0 0 1	1 2	2 3 4 5 6 7	4	2 0	0 4	3 0										4 2 0 0 5	0 0 7 0 0 0		
	2		1 3		4	2 0	0 6	0 1	0 0 6 7												
	2		0 5																		

記入例５：新幹線利用の返納の場合

支給限度額（55,000円）を超過しない者の定期等返納情報を報告する場合，給与関係コード表「通勤種類コード」を参照すること。

・返納情報を入力する際の「支給開始年月」は，実際に定期代が支給された年月（20年10月）を入力する。

この報告を同一月内で報告する際は，通勤種類コードが重複するため，支給開始年月20年12月の報告は30以外（例31）を使用する。

・先月報告した情報（上記　例６の１行目）を”０”で取り消さなくても正しく報告することによって上書きされる。
・修正したい行のみ報告する。
※上記　例６の２行目に正しい状態で報告されているので，再報告の必要はない。

・バス利用の３か月定期代支給については，６月の給与報告で返納情報を入力することにより，７月以降の支給は停止される。

（記入例６）
バス利用（10月に３か月（10月～12月）定期代16,930円支給）の職員が，12月１日に転居し，12月から別路線バス認定となった。10月に支給された定期代のうち１か月分（12月分）の11,286円（金額はバス会社に確認）を払戻し，12月から新規の定期代16,930円を支給する。
電算報告は，平成20年12月

（記入例７）
上記，記入例６で１か月分払戻した額（11,286円）が誤っていた。正しい払戻額（9,230円）を平成21年１月に入力する。

（記入例８）
バス利用（４月に３か月（４月～６月）定期代支給）認定の職員が，６月から自家用車６．７㎞での認定になった。定期代の払戻額は7,000円である。
電算報告は，平成20年６月

様式給第28号

カードNo. 1 2 / 2 8

平成 ○○ 年 ○○ 月分

通勤手当報告書

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北薩小学校

点検者	
印	記入者 県事協

作成所属名 / 作成所属コード(1)	修正区分(87)	ページNo.	整理番号	氏名 / 職員番号	支給開始年月 年号コード(4) 年 月	通勤種類コード(41)	交通用具情報 通勤距離 高速代 再任用短時間区分	定期支給情報 定期期間 定期代 特急料金	定期等返納情報 最終定期使用年月 年号コード(4) 年 月 払戻相当額	兼務者情報 非課税 課税	摘要
北薩小学校			01	指宿 太郎							
7654322	2	001		2345674	200401	003					
			02		20			06131000			
	2		03		21			06192200			
	2		04								
北薩小学校				指宿 太郎							
7654322	2	001	05	2345674	200491				42007107000		
	2		06		42008010465						
	2		07								
	2		08								
	2		09								
	2		10								
	2		11								
	2		12								
	2		13								

・支給限度額（55,000円）を超過する者についても，定期代は実際に支払った金額を記入する。

（記入例９）
交通用具等３，７㎞と「JR鉄道（６か月定期代）131,000円，肥薩おれんじ鉄道（６か月定期代）192,000円の併用者で支給限度額を超過する者（平成20年４月から支給開始）

・支給限度額（55,000円）を超過する者の定期等返納情報を報告する場合，通勤種類コードは「91」を入力する。

（記入例10）
例９で支給されている者が７月に転居し，８月から交通用具４６，５㎞のみの利用となった。払戻相当額は107,000円。
電算報告は，平成20年８月

・払戻相当額は，２つの定期代の払戻額を合算した金額を入力する。

様式給第17号

カード No	
1	2
1	7

平成 20 年 5 月分

諸 手 当 停 開 報 告 書

平成 20 年 4 月 25 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北薩小学校

点検者	
	記入者
印	県事協

作成所属名 / 作成所属コード(1)	修正区分(87)	ページ No	整理番号	氏名 / 職員番号	該当年月 年号コード(4)	該当年月 年	該当年月 月	支給停開項目 管理職手当	農改手当	定通手当	産教手当	通勤手当	月額特勤手当	単身赴任手当
3 4 5 6 7 8	9	10 11 12	13 14	15 16 17 18 19 20	21	22 23	24 25	26	27	28	29	30	31	32
北薩小学校				県事協 桜子										
2 3 4 5 6 7	2	0 0 1	0 1	0 2 4 6 8 0	4	2 0	0 5					1		
				大隅 桃子										
	2		0 2	2 3 4 5 6 7	4	2 0	0 4					2		
					4	2 0	0 5							
	2		0 3		~~4~~	~~2 0~~	~~0 4~~					2		
				指宿 二郎										
	2		0 4	3 4 5 6 7 8								1		

摘要には，報告内容の説明を簡潔に記載すること。

摘 要

平成20年４月19日から産前休暇のため，５月分から通勤手当の支給停止

平成20年４月19日付け育児休業復帰のため，４月分から通勤手当の支給開始

※男性の場合は，産休に引き続き育休に入る女性と異なり，育休のみの取得となるため，復帰に場合は通勤手当の支給開始は，復帰日の属する月の翌月（月の初日である場合はその月）からとなる。　（通勤手当支給規則第16条の４）

平成20年５月１日から病気休暇のため，５月分から通勤手当支給停止

・通勤手当の支給停止・開始を遡及入力する場合は，遡及する月から当月までを毎月１行ずつ報告する。

修正区分コード

区分	コード
削除	1
登録	2
修正	3

年号コード

区分	コード
昭和	3
平成	4

支給停止・開始コード

区分	コード
停止	1
開始	2

様式給第28号

カード	1	2
N O	2	8

作成所属コード	765432
所属名	北薩小学校

平成 20 年 4 月分 例月給与

平成 20 年 3 月 25 日

点検者	記入者
印	県事協

ページ
207

作成日
平成 20 年 3 月 9 日

定期代支給の前月に出力される。所属で照合し，教育事務所へ提出する。

通勤手当報告書照合表

（翌月支給予定者リスト）

給与支払管理者 **教職員課長**

作成所属 所属名	修正区分	ページ No.	整理番号	職員番号 氏名	支給開始年月 年号コード	年	月	通勤種類コード	交通用具情報 通勤距離	高速代	再任用短時間区分	定期支給情報 定期期間	定期代	特急料金	定期等返納情報 最終使用 年号コード	定期年月 年	月	払戻相当額	兼務者情報 非課税	課税	摘要	エラーの有無
765432	2	500	01	2345674	20	04						06	19762	02146	80							
北薩小学校				イブスキ　タロー																		
765432	1	500	01	3456784	20	04						06	19762	02146	80						新幹線利用（６か月定期で197,620円，特急料金214,680円）の職員が平成20年３月に転居し，４月から交通用具27.5kmに変更になった。 ※電算報告は平成20年４月	
北薩小学校				ヒオキ　ジロー																		

照合表に修正する項目がなければ，教育事務所への提出は不要。

取消の場合は，修正区分２を１に朱書して訂正する。

P 取消がある場合は，行頭に「Ｐ」を朱書する。

取消の場合は，朱線（二重線）で21～75カラムまで取り消す。

ポイント
・翌月支給予定者の定期券情報の取消については，通勤手当報告書照合表で行い，４月からの新規認定分の入力があれば，通常の通勤手当報告書で別途行う。

○ 枚中 ○ 枚目　件数 ○ 件

通勤手当に係る質疑応答編

（注）設問末尾の【①】は本県における通知通達，【②】は諸手当認定・電算マニュアル（平成25年10月改訂版県教育庁教職員課作成）からの出典です。
　また，【③】は学陽書房「諸手当質疑応答集第11次全訂版」から引用し本県条例等に適用しましたが，国の制度と取扱いに違いがある部分もありますので参考にしてください。
　【④】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第１　交通機関，交通用具及び運賃等の範囲

１　タクシー利用の場合

（問１）　職員が，身体が不自由であるためタクシーを利用して通勤することを常例としている場合，このタクシーは給与条例第11条にいう「交通機関」の中に含まれるか。【③】

（答１）　含まれるものと解されている。ただし，運賃等相当額を算出するに当たっては，その者の個人的事情に関係なく，一般の職員におけると同様の通勤の経路及び方法によることとなる。

※　「鹿児島県職員の通勤手当支給規則」（以下通勤手当に係る部分において「規則」という。）第５条第２号及び第８条１項第３号

※　「通勤手当支給規則の取扱いについて（通知）」（以下通勤手当に係る部分において「通知」という。）第８条関係第３項）

２　バス利用者で複数の回数乗車券等が発行されている場合

（問２）　職員は，乗車料金200円区間のバスを利用して通勤しているが，当該バス会社では，定期券は発行しておらず，左記の３種類のプリペイドカードと回数券を発行しており，バス車内では①及び②のみが発売され，③は当該バス会社の営業所においてのみ発売されている。

　職員の通勤経路上には営業所がなく，最も割引率が高い③を購入するためには，わざわざ遠方の営業所まで赴く必要がある。この場合，通勤21回分の運賃等の額はいずれによって算出するか。【③】

①　プリペイドカード（利用額3,300円）価額3,000円
②　プリペイドカード（利用額5,850円）価額5,000円
③　回数券（200円券×33枚）価額5,000円

（答２）　定期券が発行されていないバスを利用する区間の運賃等相当額算出については，規則第８条第１項第２号により，「回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額」とされているが，これはその使用が最も経済的かつ合理的なものを算出の基礎とするものであり，購入が容易でないものまで含めるものではなく，一般的に利用される回数乗車券等による価額を運賃等相当額の算出の基礎とすることとなる。

　したがって，設問の場合は②を手当額の算出の基礎とすることが適当である。

３　自動車の相乗りによる通勤の場合

（問３）　２人の職員が１台の自動車で同一公署に通勤している場合，通勤手当はどのように支給することとなるか。【③】

⑴　自動車を２人で共有し，経費を共同負担としている場合
⑵　一方が自動車を所有し，他方が経費を負担している場合
⑶　一方が自動車を所有して経費も負担しており，他方がこれに便乗している場合

イ　謝礼を出している場合

ロ　謝礼を出していない場合

⑷　夫婦の場合で，夫が妻の自動車に便乗している場合

（答３）　自動車で通勤している場合における通勤手当については，当該交通の用具が職員の所有（共有を含む。）に属する場合及び職員が当該交通の用具につき法的に正当な使用権を有すると認められる場合は支給できるが，職員が経費等を負担している場合であっても，自己以外の者の使用する交通の用具を利用するにとどまる場合（いわゆる便乗等の場合）には，通勤手当を支給することはできないものと解されている。

※マニュアルー支給要件と支給額ー⑵ー（注６）　参照

第２　通勤距離

１　通勤手当額算定の基礎

（問４）　通勤距離と使用距離の違いは何か。【②】

（答４）　通勤距離とは，職員の住居から勤務公署まで，交通機関等や自動車等を利用しないで，一般に利用することのできる道を徒歩により通勤するものとした場合の最短の経路の長さである。

使用距離とは，実際に自動車等を運転した距離のうち，自宅と公署間における一般に利用される経路の最短の長さである。

この使用距離が，自動車等利用者の通勤手当額算定の際の距離になる。

２　使用距離の測定方法

（問５）　駐車場利用者の次の場合における使用距離は，どうなるか。【②】

（答５）　自：自宅　公：勤務公署　Ａ：自宅側駐車場　Ｂ：公署側駐車場

例	使用距離
① 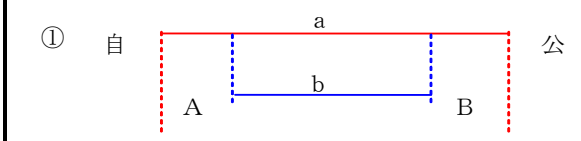	b
② 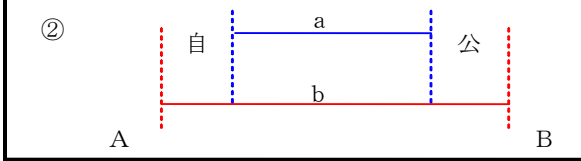	a
③ 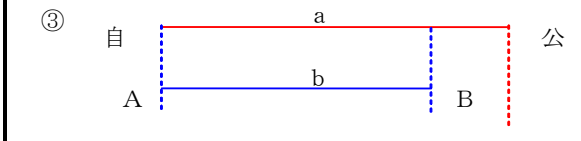	b
④ 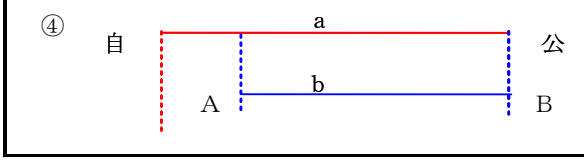	b

例	使用距離
⑤ 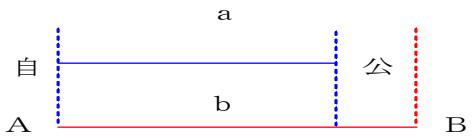	a
⑥ 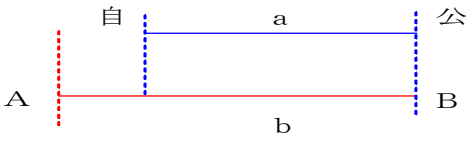	a
⑦ 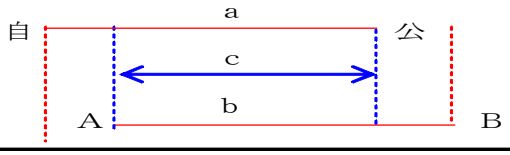	c
⑧ 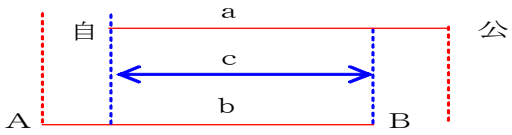	c

3　測定の際の起点

（問６）　通勤距離測定の際の起点（始点，終点）はどこか。【②】

（答６）　通勤距離の測定に当たっては，住居の出入口（門があれば門）から勤務公署において出勤が確認される場所（門，門がない場合は建物の出入口）までの間について行うものである。

ただし，集合住宅（公舎，共済住宅等）の場合の始点は，

ア　その住宅を囲む塀があり，門がある場合は，その門

イ　門がない場合は，それぞれの棟の階段の一番下の出入口

が始点となる。

※（注）一般に利用される門が複数ある場合の取扱い

・始点…… 勤務公署に最も近い門

・終点…… 住居から最も近い門

4　交通用具の往路と帰路との使用距離が異なる場合

（問７）　交通用具（自動車）によって通勤している職員が，一方通行等の事由により下図のような経路により往路と帰路を異にして通勤している場合の給与条例第11条第２項第２号の「自動車等の使用距離」はどのようになるか。【③】

（答７）　設問の場合には，往路と帰路との使用距離の合計の２分の１｛（12.5＋7.5）㎞÷２＝10㎞｝として取り扱うこととされている。

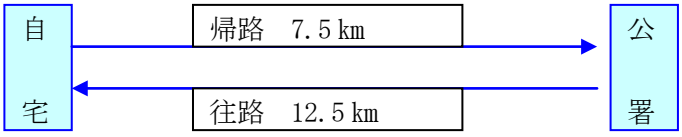

5　交通用具の使用距離

（問８）　次図のように常例として交通機関と自転車を併用して通勤している職員は，規則第８条の３第１号にいう「自動車等の使用距離が片道２㎞以上である職員」に該当するか。

【③】

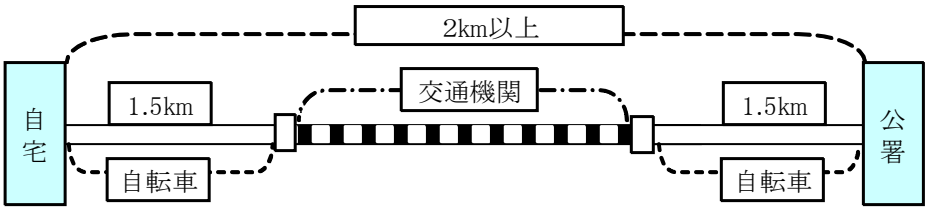

（答８）　該当するものと解されている。
　ただし，住居から又は官署からの自転車の使用が通常徒歩によることを例とする距離内であると認められる場合には，該当しないものとして取り扱うこととされている。
　※　通知第６条関係第１項　参照

6　２以上の交通機関を乗り継ぐ場合の算定

（問９）　２以上の交通機関を乗り継いで通勤する職員の通勤手当はどの様にするか【④】

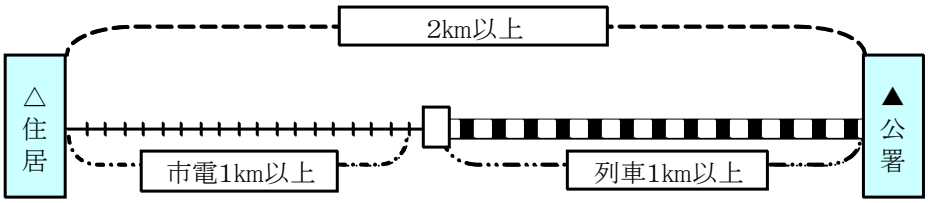

（答９）　乗り換えを要する地点から，住所及び勤務公署までの通勤距離が１㎞以上であれば，いずれの交通機関も通勤手当の根拠となる交通機関として認定してよい。
　※　通勤手当の取扱いについて（昭和39年12月24日39人第650号）第３項参照）

第３「最も経済的かつ合理的」の解釈

1　通勤経路が２以上ある場合

（問10）　通勤手当支給規則第６条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は，ある特定の場所と勤務公署とを結ぶ経路を考えた場合，常に客観的に１つの経路及び方法のみに限定されるか。【③】

（答10）　規則第６条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は，必ずしも特定の通勤区間について常に１つの経路及び方法のみに限定されるものではない。

2　交通機関の運賃が異なる場合

（問11）　通常の通勤の経路及び方法として，職員の利用している交通機関以外にも利用できる交通機関がある場合において，職員の利用している交通機関の運賃が他の交通機関の運賃に比べて高いときは，規則第６条の「合理的」より「経済的」に主眼を置き，他の交通機関により運賃等相当額を算出することとなると考えられるがどうか。【③】

（答11）　規則第６条にいう「経済的」と「合理的」とは，いずれかが他に優先するというものではなく，いずれも同等の要件として考察されるべきものである。設問の場合については，具体的な実情が不明であるため直ちに断定はし難いが，２以上の通勤の経路がいずれも一般的に利用されており，かつ，利用条件等を総合勘案し，同条にいう合理的な通常の経路として認められるときは，職員が現実に利用している交通機関によって運賃等相当額を算

出することが適当である。

3　大多数の職員が利用している経路

（問12）　職員の住居と勤務公署との間の交通の事情が次の例の場合，Ａ－（バス）－Ｃ－（電車）－Ｄの路線をもって規則第６条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」と認めてよいか。【③】

交通機関の運賃（１か月間の額）

バス Ａ～Ｂ　5,300円　Ａ～Ｃ　5,700円

電車 Ｂ～Ｄ　5,400円　Ｃ～Ｄ　5,400円

（備考）

⑴　電車の運賃は，距離に関係なく定額（月5,400円）である。

⑵　すべてのバスは，Ａ～Ｃまで運行されているが，電車はＢ～Ｄは20分間隔，Ｃ～Ｄは５分間隔で運行されている。

⑶　多数の者が，時間的に便利なＡ～Ｃ～Ｄを利用している。

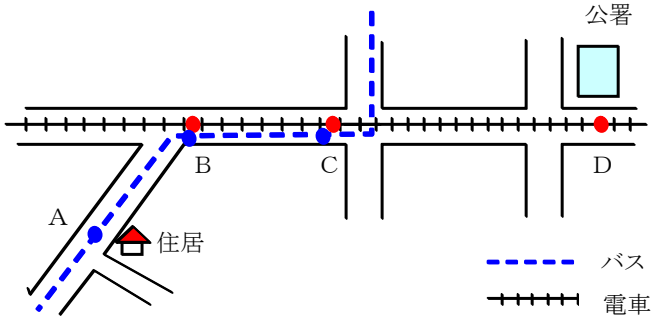

（答12）　Ａ－（バス）－Ｃ－（電車）－Ｄの路線が職員が一般的に通勤のため利用している経路及び方法であると認められるときは，当該路線を利用している職員について，当該路線を規則第６条にいう運賃等相当額の算出の基礎となる通勤の経路及び方法として認めて差し支えない。

4　日によって通勤の方法を異にしている場合

（問13）　職員が，個人的な理由から毎月約３分の１は自転車通勤，残り３分の２はバス通勤のように日によって通勤の方法を異にしている場合は，規則第８条の運賃等相当額は，いずれの方法によって算出することとなるか。【③】

（答13）　職員が，個人的な理由から日によって通勤の方法を異にしている場合は，そのうちその者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって，その者の常例とする通勤の方法とみなして取り扱うこととされている。

なお，原則としている方法がいずれの方法であるか判定し難いときは，年間を通じて主として用いている通勤の方法によることとされている。

第４　往路と帰路とが違う場合

1　迂回した経路の場合

（問14）　帰路におけるバスについては，乗車が便利であるということで下図のように勤務公署から住居への最短距離をとらず迂回するような場合，運賃等相当額の算出に当たっては，規則第７条ただし書の「正当な事由」に該当するものとして取り扱ってよいか。【③】

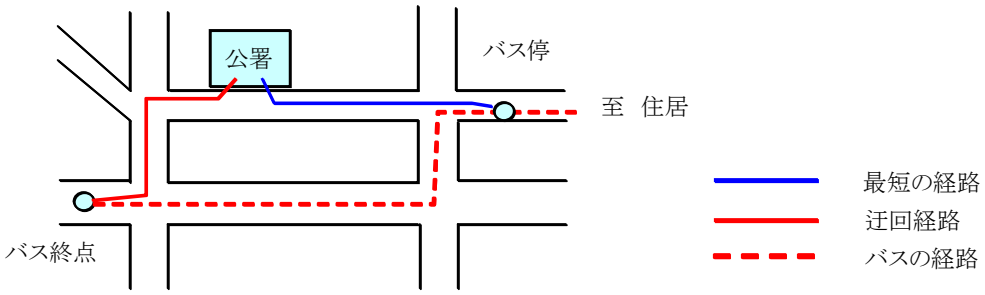

（答14）　単に「便利である」という理由で設問のように取り扱うことは適当でないが，例えば帰路におけるバスが満員通過等のため最寄りの停留所からの乗車が困難なため，やむなく迂回する通勤の経路及び方法によっている場合で，同じような状態にある多数のものが迂回することを通例としているときには，その迂回する通勤の経路及び方法を通勤手当支給規則第７条ただし書の正当な事由がある場合に該当するものとして，往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の経路及び方法をもって運賃等相当額を算出することができるものと解されている。

２　正当な事由

（問15）　往路はバスを利用して出勤し，帰路は夜間大学に通学しているため電車を利用している場合は，通勤手当支給規則第７条ただし書の「正当な事由」として認定できるか。【③】

（答15）　「正当な事由」に該当する場合としては，正規の勤務時間が深夜又は早朝に及ぶこと等社会通念上やむを得ないと認められる事由によって通勤の経路及び方法について往路と帰路を異にすることを余儀なくされる場合であり，設問の場合は正当な事由とは認められない。

３　電車の運行時刻が不便なため往路と帰路を異にする場合

（問16）　職員が通勤のため利用できる交通機関としては電車とバスとがあるが，定時までに出勤するためには，電車を利用すると，その運行の関係上，公署所在地Ａ駅に６時50分着の電車だけしか利用できないので，出勤時間より１時間以上も早く勤務公署に到着する。このため職員は，往路にはバス，帰路には電車（Ａ駅発17時42分の電車）を利用しているが，この場合，規則第７条ただし書の「正当な事由」に該当するか。なお，帰路にもバスを利用した場合には，帰りは電車を利用する場合に比べ所要時間もかかり，往復の通勤に要する運賃も高くなる。【③】

（答16）　「正当な事由」に該当する。

第５　運賃等相当額関係

１　職員間で運賃負担方法が異なる場合

（問17）　同一経路の交通機関を利用する職員間で，定期券，回数乗車券等の運賃負担方法が異なる場合の取扱いはどうなるのか。【③】

（答17）　運賃等相当額の算出については，利用されている定期券，回数乗車券等の具体的な経済性，利便性，地域の状況等を勘案し，その運賃負担方法が職員及び地域の通勤実態に沿った最も経済的かつ合理的と認められる範囲内であれば，実際の運賃負担方法を運賃等相当額の算出の基礎とすることが適当である。

2　研修（大学派遣）により通学用定期券を利用できる場合

（問18）　研修のため大学に派遣される職員にあっては，当該研修期間中いわゆる大学の聴講生待遇を受け通学用定期券を利用して通勤することができることとなっている。当該研修が月の初日から末日までの全日数にわたる期間については，研修先の大学を勤務公署とみなして通勤手当を支給することとなるが，次のいずれによって通勤手当を支給するのか。【③】

⑴　通学用定期券の料金を基礎として通勤手当支給規則第８条第１項第１号の規定により運賃等相当額を算出する。

⑵　通勤用定期券の料金を基礎として通勤手当支給規則第８条第１項第１号の規定により運賃等相当額を算出する。

（答18）　設問のように研修等を命じられたことにより職員が通勤に通学用定期券を利用できることとなる場合には，⑴によることが適当である。

3　タクシー以外の交通機関が運行されていない場合

（問19）　通勤に利用できる交通機関等がタクシー以外にない区間において，これを利用して通勤することを常例とする職員のタクシーに係る運賃等相当額はどのように算出するのか。【③】

（答19）　通勤に利用できる交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間におけるこれらの利用に係る運賃等相当額は，原則として，その利用距離に応じて給与条例第11条第２項第２号に規定する自動車等を使用する職員の手当額に相当する額を運賃等相当額とすることとなる（通知第８条関係第３項参照）。

第６　併任，研修，出張等の場合の取扱い

1　長期研修の場合の勤務公署

（問20）　長期研修の場合の勤務公署は，当該研修所又は本務公署のいずれをいうのか。【①】

（答20）　学校職員の長期研修に関する旅費等支給要領第３条の規定により，長期研修の場合の勤務公署は，その期間が月の初日から末日までの全日数にわたる場合に限り，当該研修施設を勤務公署とみなす。

※平成17年３月30日付鹿教教第639号「学校職員の長期研修等における旅費の支給について（通知）」　参照

第７　特例措置（新幹線鉄道等及び橋）

1　新幹線鉄道等に係る特例措置が設けられている趣旨

（問21）　新幹線鉄道等に係る通勤手当は，どのような趣旨で支給されるのか。【③】

（答21）　新幹線鉄道等に係る措置は，異動等に伴って通勤に新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員については，やむを得ず高額の特別料金等を負担していること，また，単身赴任者の中には新幹線鉄道等を利用することで家族の居住地からの通勤が可能となる者も相当数いること等に特に配慮して，①勤務地を異にする異動等に伴い通勤のため新幹線鉄道等を利用することとなり，又は単身赴任手当受給職員が単身赴任を解消するため新幹線鉄道等を利用する場合において，②その利用が社会通念上妥当であると認められるものについて手当が支給されることとなっている。

2　異動に伴って単身赴任を解消する場合の取扱い

（問22）　次図の場合には，いずれも規則第15条第１号の「配偶者の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員」に該当するものとして取り扱ってよいか。【③】

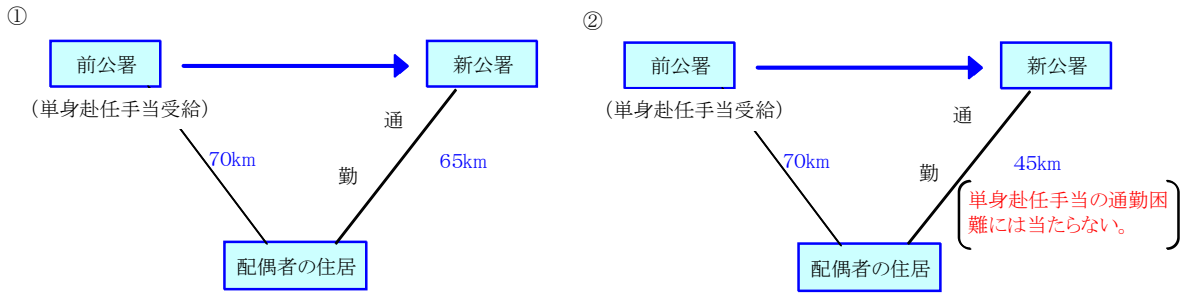

（答22）　規則第15条第１号の「配偶者の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員」とは，現に単身赴任手当を受給している職員で，単身赴任と新幹線等通勤との選択に当たり，単身赴任を継続すれば単身赴任手当の通勤困難の基準を満たすこととなる場合に，新幹線鉄道等を利用して通勤することにより単身赴任を解消した職員である。

したがって，①の場合は該当するが，②の場合は，配偶者の住居に転居するか否かにかかわらず，異動があったことをもって当然に単身赴任手当の要件を欠くものであり，該当しない。

3　異動や単身赴任解消などの理由以外で特例措置が適用される場合（権衡職員）

（問23）　学校，居住地ともに鹿児島市内であった職員が，結婚し配偶者と同居するために出水市に転居し，新幹線（出水～鹿児島中央）と自家用車での通勤を開始することになった。

異動に伴う転居や単身赴任手当を受給されていた職員なら特例措置が適用できる条件でも，この事例のように異動に伴う転居でなく，又は単身赴任手当を受給されていなかった職員の場合，特例措置を適用して特急料金等を加算することはできないのか。

（答23）　「鹿児島県職員の通勤手当支給規則」第15条において，知事が人事委員会と協議して定める職員においては，特急料金などの加算など特例措置について，それが適用される職員との権衡上必要があると認められるとある。

ここで定める職員については，「通勤手当支給規則の取扱について（通知）」第15条関係において「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居した職員」についても例示されている。従って異動や単身赴任解消に伴わない事例であるからといって，直ちに特例措置の適用ができないと判断されるわけではない。

権衡職員に該当するかは，教育事務所との協議事項にて決定する。

4　新幹線利用での申請のほうが，肥薩おれんじ鉄道利用での申請より手当額が低くなる場合

（問24）　ＪＲ料金に新幹線利用の特別料金加算（1/2）をした額よりもおれんじ鉄道利用の定期券のほうが料金は高いが，それでも新幹線利用での申請が必要となるか。【④】

（答24）　規則９条～11条の支給要件の全てを満たし，実態として新幹線を利用した通勤をしている場合は，新幹線利用での通勤手当額となる。

5　勤務公署の最寄駅が新幹線停車駅よりも居住地に近い場合

（問25）　異動に伴い鹿児島市の自宅から新幹線通勤をすることになった職員の勤務公署が，野田・高尾野など新幹線停車駅である出水駅から居所方面に引き返す場所にある場合でも，鹿児島中央～出水での新幹線利用の特例措置が適用できるか。

（答25）　通勤経路が新幹線駅から居住方面に引き返すことになっても，「通勤手当に係る支給要件及び特別急行列車等に係る特例の三つの要件」により判断する事となる。

第８　支給の始期，終期及び改定の時期等

１　発令日と勤務を開始すべき日が異なる場合の取扱い

（問26）　採用・異動の場合で，次のようなときは，通勤手当の支給の始期はいつからか。【④】

⑴　４月１日付けで採用され，４月7日に住居移転を完了し，４月８日から通勤を開始した場合

⑵　４月１日付けで異動し，赴任期間中の同月４日に着任し，給与条例11条の要件を具備するに至った場合

（答26）　職員が新たに給与条例11条第１項の職員たる要件を具備するに至った日とは，職員が通勤し得る状態に至った日をいうこととされ，また，通知第16条関係第１項では，「新たに給料表の適用を受ける職員となった者は当該適用の日から７日（県外，離島への赴任にあたっては10日）以内に条例11条第１項の職員たる要件を具備するときは，当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱うこと」とされており，また，通知第16条関係第２項では，「公署を異にして異動した職員は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に条例11条第1項の職員たる要件を具備するときは，当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱うこと」とされている。

設問の場合，それぞれ４月１日を，同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い，規則第16条第１項の規定により４月から通勤手当の支給を開始することとなる。ただし，職員から所定の期間内（20日以内）に通勤届が提出されている場合に限られる。

※認定マニュアルーその他－⑶，⑷，［例］　参照

２　年末年始における通勤方法変更の取扱い

（問27）　12月28日まで自動車で通勤していた者が，１月４日から通勤方法を交通機関に変更した場合，通勤手当の月額を変更すべき事実の生じた日はいつとなるか。【②】

（答27）　12月31日までに住居の移転を完了し，１月１日から変更後の通勤の経路により通勤することが常例になると客観的に認められるような場合を除き，一般的に単なる通勤の変更である場合は１月４日となり，２月から手当額の改定となる。

３　住居を移転した場合の改定時期（その１）

（問28）　職員が住居を移転した場合で，次のようなときは，「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」はいつとなるのか。【②】

⑴　週休日（日曜日）に移転を完了し，月曜日は休日又は休暇等により通勤せず火曜日から通勤を開始した場合

⑵　長期病休中に移転を完了した場合

（答28）　職員が移転による住居の変更のため通勤手当の額を改定する場合，「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」とは，移転日に通勤の事実があった場合を除き移転の完了した日の翌日であるので，

⑴については，月曜日を通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

⑵については，継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月以前において住居の移転が完了している場合には，再び継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を，また継続して通勤することが常態となる日の属する月において移転が完了した場合には，その完了した日の翌日を，それぞれ通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

4　住居を移転した場合の改定時期（その２）

（問29）　給与条例11条第１項に該当しない職員が住居を移転し，移転後同項に該当することとなった場合，住居移転当日に通勤行為がないときは，給与条例11条第１項に該当する職員が住居を移転した場合の取扱いと同様に，その翌日を要件具備の日として取り扱うこととなるのか。【③】

（答29）　設問のとおり取り扱うこととなる。

5　月の初日のみ採用前居住地から通勤した場合

（問30）　年の中途の期限付採用者で月の初日のみ採用前居住地から通勤して，その後転居した場合，その月は採用前居住地からの通勤手当を認定してよいか。【④】

（答30）　月の初日（平日）に採用され，採用された日に住居が定まっていて（住居移転が完了していて）通勤しうる状態にあった場合はその月から手当が支給される。

ただし，予め転居することが見込まれている場合は，月の初日に生活の本拠（住居）が定まっていると言えず，また，実際転居したことで，旧住居からの通勤が常例とする（一定期間を通じ，固定的な通勤形態）と言えないため，旧住居からの通勤に係る手当をその月から支給することはできないと解する。

（注）　通勤手当の趣旨（条例第11条）にある「常例とする」とは，一定期間を通じ，それがいわば固定的な通勤形態であることをいうと規定されている。

（給与条例の運用方針　（通知）第11条関係）

6　運賃値上げに伴う通勤手当改定の時期

（問31）　運賃の値上げが行われ，これに伴い通勤手当の月額を改定する必要がある場合，その変更すべき事実の生じた日は，その運賃値上げの日か，又は職員の所持する旧運賃による定期券の通用期間の満了した日の翌日か。【③】

（答31）　定期券の価額を基礎として通勤手当を支給されている場合で，支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中にその価額が改定されたときは，通知第16条関係第４項及び第５項の規定により，その支給単位期間に係る最後の月の末日を通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすこととされている。

7　休暇等による支給単位期間終了後の新たな支給単位期間の開始時期

（問32）　４月から支給単位期間を６箇月とする通勤手当を支給されている職員が，次のような勤務状況にある場合，いつまで支給されるか。また，その支給単位期間の終了後の新たな支給単位期間の開始はどのようになるか。【③】

（答32）　いずれの場合も，通勤している期間のある５月末日まで支給されることとなる。
また，支給単位期間の終了後の新たな支給単位期間の開始は次のとおり。

（１）

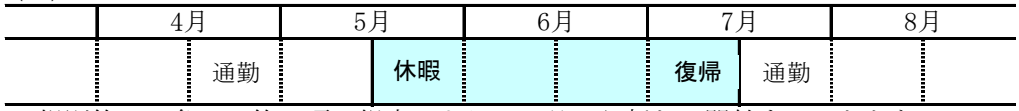

規則第１６条の４第３項の規定により，７月から新たに開始することとなる。

（２）

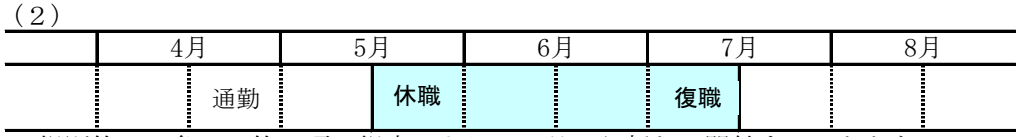

規則第１６条の４第２項の規定により，８月から新たに開始することとなる。

（３）

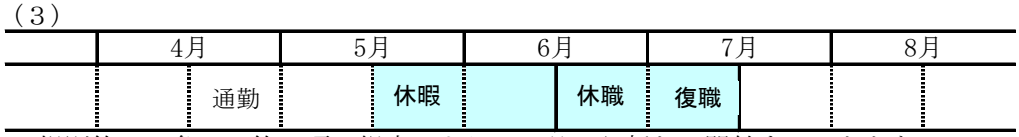

規則第１６条の４第３項の規定により，７月から新たに開始することとなる。

（４）

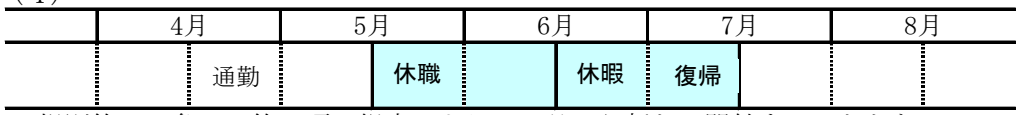

規則第１６条の４第２項の規定により，８月から新たに開始することとなる。
なお，休職については，私傷病による休職と公務傷病による休職とで扱いは変わらない。

※マニュアル－返納等の取扱いの取扱い（例）　参照

８　転任による事務引継ぎ等の期間の取扱い

（問33）　職員が転任する際，発令の日から数日間は事務引継ぎ等のため旧勤務公署に出向く場合があるが，この期間，旧勤務公署を勤務公署とみなすことはできないと考えるがどうか。【③】

（答33）　旧勤務公署は勤務公署とみなすことはできないものと解されている。

９　届出が退職後になされた場合の取扱い

（問34）　退職者が，その退職前に新たに給与条例11条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合又は通勤手当の月額を増額して改定すべき事実が生じた場合において，それらの事実の生じた日から20日以内に届け出た場合は，どのように取り扱うこととなるのか。【③】

（答34）　職員が新たに給与条例11条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては，規則第16条の規定により，それらの事実の生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその日の属する月）から通勤手当の支給を開始し，又はその支給額を改定することとされており，設問のように届出が退職後になされた場合であってもその取扱いは同様である。

第９　届出及び確認関係

１　支給額に影響のない運賃等の額の変更の場合

（問35）　規則第３条第１項の規定による「通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合」に係る届出は，職員の実際に負担する運賃等の額に変更があっても，支給される通勤手当の額に変更をきたさない場合（例えば，負担する運賃等の額の変更前においても変更後においても，手当額としては，いわゆる支給限度額が支給されることとなる場合）は不必要と考えるがどうか。【③】

（答35）　通勤手当の額は，個々の職員の通勤の実情に基づき，認定権者が最も経済的かつ合理的と認める通常の通勤の経路及び方法に従って決定するものであるから，職員はその通勤手当の月額を自ら判断することなくその通勤の実情をありのままに届け出る必要があり，運賃等の額に変更があった場合には，通勤手当の額にかかわらず届出を行わなければならないのが原則である。

（注）運賃の値上げ又は値下げが行われた場合において，認定権者は，正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは，その届出に代わる適宜の措置をもって，正規の届出があったものとして取り扱うことができることとされている

※通知第16条関係第４項及び第５項 参照

２　普通乗車券による実費負担額の変更の場合

（問36）　職員の利用する交通機関等が定期券を発行していないために各月によって負担する運賃等の額が異なる場合についても，規則第３条による届出をその変更の都度行う必要があるか。【③】

（答36）　規則第３条に規定するとおり，通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合にはその実情を所属長に届け出なければならないものであるが，設問のように，利用する交通機関等が定期券を発行していない場合については，その通勤手当の基礎となる運賃等相当額を通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては，平均１か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額により算出していることとの関係から，月によって負担する運賃等の額が異なることとなっても，その都度届出を行う必要はない。

３　交通機関の路線区間の短縮に伴う運賃の値下げの場合

（問37）　Ｎ駅（終着駅）の移転に伴い，Ｎ駅からＨ線の各駅までの距離がそれぞれ1.8㎞短縮となり，通勤のため負担する額に変更（値下げ）があったが，この場合，規則第３条による届出はどのように行うか。

なお，N駅移転に伴う値下げ分の運賃は，利用者からの請求により払い戻されることになっているが，払戻額が僅少のため実際には職員の大部分は払戻しの請求はしていない。【③】

（答37）　単に運賃の値下げがあっただけならば，通知第16条関係第４項及び第５項の規定により，規則第３条の届出に代わる適宜の措置をもって正規の届出があったものとして取り扱うことができることとされている。

設問の場合は，Ｎ駅の移転によりＮ駅までの経路等に変更が生じていることから，職員の現に利用している改正前の運賃による定期券の通用期間のいかんにかかわらず，経路等に変更があったものとして，また，その運賃が改正された日からその負担する運賃等の額に変更があったものとして，届け出ることとなる。

4　通勤手当の支給を受けていた職員が休職等にされた場合

（問38）　給与条例11条第１項の職員が休職にされ，停職にされ，法第55条の２第１項ただし書に規定する許可を受け，外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第２条第１項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第１項の規定により派遣され，又は専従許可を与えられた場合においても，依然として同項の交通機関等を利用し，又は交通の用具を使用することを常例とする職員として取り扱ってよいか。

したがって，当該職員が復職等をした場合は，通勤事情に変更のない限り，規則第３条の届出は不要としてよいか。【③】

（答38）　給与条例11条第１項の職員が休職にされ，停職にされ，派遣に係る条例等の規定により派遣され，又は専従許可を与えられた後，それらの職員が復職し，派遣に係る条例の規定により職務に復帰し，又は停職若しくは専従許可の期間が終了した場合において，従前その者について支給されていた通勤手当の算出の基礎となる通勤の実情に変更のない場合に限り，届出を行うことを要しない。

5　回数乗車券等を利用する職員に係る確認の方法

（問39）　定期券を利用する職員については，給与条例11条第１項の職員たる要件を具備するか否か等は，定期券等により確認できるが，回数券又はプリペイドカードを利用する職員については，どのようにしてこれらのことを確認したらよいか。【③】

（答39）　回数券又はプリペイドカードを利用する職員についても，定期券を利用する職員と同様にその提示を求める等の方法により確認することとなる。

6　特別の場合の確認の方法

（問40）　規則第18条の「……定期券の提示を求める等の方法により……」における「等」には，具体的にどのようなものが含まれるか。【③】

（答40）　例えば，身体障害者についての医師の診断書又は証明書による確認，自転車と交通機関とを乗り継いでいる者についての自転車の預り証による確認等のほか，必要に応じての実地調査等も含まれる。

第10　支給関係

1　６か月定期券等の価額により一括支給することとした理由

（問41）　交通機関等利用者の通勤手当について，６か月定期券等の価額により一括支給することとした理由は何か。【③】

（答41）　交通機関等利用者の通勤手当について，これまでは，国家公務員は転勤が多く，異動の時期も様々であること等から，１か月定期券の価額を基礎とした手当額を毎月支給してきたところであるが，民間企業では６か月定期券等の低廉な定期券等の価額を基礎として通勤手当を支給している場合が多いため，公務においても交通機関等利用者に係る通勤手当は，６か月定期券等の低廉な定期券等の価額により一括支給することとしたところである。

なお，給与条例11条第７項において，支給単位期間が６か月を超えない範囲内とされているのは，ＪＲや私鉄，バス等の交通機関において，最長期間の定期券は６か月定期券であることが一般的であること，支給事務の上からも，一定の最長期間を設定することが事務の簡素化等に資すること等によるものである。

2　給与支払管理者を異にして異動した場合

（問42）　給与条例11条第１項の職員が支給単位期間等の最初の月に次のようにその所属する給与支払管理者を異にして異動した場合，通勤手当はどのように支給されるのか。なお，支給定日は異動前も異動後も21日である。【③】

⑴　４月５日の場合

⑵　４月25日の場合

（答42）　職員が支給単位期間等の最初の月にその所属する給与支払管理者を異にして異動した場合の通勤手当は，規則第15条の２第３項の規定により，その月の初日に職員が所属する給与支払管理者において支給することとなっている。したがって，設問⑴及び⑵のいずれの場合も異動前の給与支払管理者が通勤手当を支給することとなる。

なお，設問⑴の場合のように職員の異動がその月の給与の支給日前であるときは，その際支給することとなっている。

３　長期病休者に対する支給の取扱い

（問43）　通勤手当の支給に当たり，規則第16条の規定と関連して，支給単位期間の最初の月の初日から末日まで病気休暇をあらかじめ承認されている職員に対するその支給単位期間に係る通勤手当は，支給しないこととしてよいか。

また，このような職員が，その月の末日までの間に病気休暇の事由が終了し再び通勤を開始することとなった場合には，通勤手当はいつ支給することとなるか。【③】

（答43）　設問の前段の場合については，設問のとおり取り扱って差し支えないと解されている。また後段については，規則第16条の４第３項の規定の例にならい，その日後においてその当該通勤手当を支給することとなる。

なお，支給単位期間の途中で，月の初日から末日まで全日数にわたり病気休暇を取得した場合は，規則第16条の２第４号の返納事由に該当するため，16条第２項の規定により返納することになる。

４　支給単位期間の特例の適用

（問44）　支給単位期間の中途に異動，転居，休職，退職，長期研修があることが事前に明らかな場合は，支給単位期間の特例を適用してよいか。また，支給単位期間の特例において「…退職その他の離職」とあるが，その離職とはどのようなものか。【③】

（答44）　規則第16条の３第２項の支給単位期間の特例については，定年退職や採用時の長期研修等を想定して設けたものであり，さらに事前（支給単位期間の最初の月の初日）に明らかであることを要件としている。したがって，異動，転居はそもそも特例適用の要件に該当しないとともに，退職，研修等であっても返納事由の生じることが事前に明らかとなっていない場合は該当しないものとされている。

また，「…退職その他の離職」とは辞職（依願退職），退職，免職，懲戒免職又は失職であり，任期が定められている職員については，任期満了の日とされている。

第11　返納関係

１　辞職の日に辞令を受け取りに来た場合

（問45）　支給単位期間の途中の月である２月１日から年次休暇をとって１日も出勤することなく，２月10日付けで辞職した職員が，辞職の日に辞令を受け取るため出頭した場合の通勤手当の取扱いはどうなるか。【③】

（答45）　「通勤」とは，規則第２条第１項において，職員が勤務のため，その者の住居と勤務公

署との間を往復することをいうものとされており，辞職の日に単に辞令を受け取りに来ただけでは勤務のため，住居と勤務公署との間を往復したとは認め難いので，設問の場合については，同規則第16条の２の規定により返納することとなる。

2　月の初日から病気休暇をとり，その間に住居移転をし給与条例11条第１項非該当職員となった場合

（問46）　給与条例11条第１項に該当する職員が支給単位期間の途中の月の初日から20日まで病気休暇をとり，その間に住居移転をし，移転後は，給与条例11条第１項に該当しなくなった場合，通勤手当の支給はどうなるか。【③】

（答46）　設問の場合については，規則第16条の２の規定により返納することとなる。

3　払戻金相当額の取扱い

（問47）　払戻金相当額について，次のようなときは，どのように取り扱うのか。【③】

⑴　支給単位期間の途中で通勤手当の支給要件を欠くこととなった場合で，職員が実際に購入していた定期券を払い戻して得られた額と相違する場合。

⑵　通勤経路の変更により運賃等相当額に変更を生じた場合で，職員の利用していた交通機関が，払戻しをした場合の額と区間変更した場合の額が異なる場合。

（答47）　⑴　払戻金相当額は，職員が実際に定期券を購入した日，及び実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず，所属長が認めた最も経済的かつ合理的な通常の通勤の経路及び方法に対応した定期券を，支給単位期間の初日において購入したものとし，これを返納事由発生月の末日に払戻しをしたとして得られる額となる（規則第16条の２第２項）。

⑵　払戻金相当額は，規則第16条の２第２項により，手当額の認定上算定の基礎とされている通用期間の定期券の払戻しをしたものとして得られる額として定められている。

4　通勤経路等が変更となったが負担する運賃等の額が同額となる場合

（問48）　支給単位期間の中途に通勤経路又は通勤方法が変更となったが，負担する運賃等の額が同額であった。この場合は，返納を行う必要はないか。【②】

（答48）　規則第16条の２第１項第２号でいう「通勤手当の額の改定される場合」には，通勤経路又は通勤方法の変更により，これに対応する定期券や回数乗車券等に変更があった場合は，たまたま同額となっても該当する。したがって，このような場合は，返納を行う必要がある。

5　月の全日数にわたって通勤しないことについて予見し難いことが相当と認められる場合

（問49）　診断書等からみて短期間の病気休暇であったが，その後長期の療養を必要とする診断が下され，結果として支給単位期間の途中の月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合の返納はどのようにすればいいか。【③】

（答49）　通知第16条の２関係第２項第４号の規定により，当初は出勤予定であったにもかかわらず，予見し難い事情により結果として全日数通勤がなかった場合については，職員への負担（前月末の時点では返納ができない状況）を考慮し，当該通勤しないこととなる月の末日に払い戻されることとなる額を返納すればいいとされている。

このように特例的な取扱いとして措置したことから，仮に翌月に通勤行為が再開した場合でも，いったん返納を行った上で，通勤を再開した月から通勤手当を支給することとなる。

6　給与からの差引き

（問50）　返納させる場合において，規則第16条の２第４項により，翌月以降において支給される給与から返納額を差し引くことができるとされているが，返納額が多額のため，翌月の給与から一度に差し引くことができない場合は，残額について翌々月の給与から差し引いても差し支えないか。【③】

（答50）　翌月以降に支給される給与には期末・勤勉手当も含まれるが，返納額全額を一度に差し引かなければならず，分割は認められない。したがって，返納額が多額のため，翌月以降の給与から一度に差し引くことができない場合は，納入通知書による返納となる。

なお，差引きができる場合であっても納入告知書により返納させる方法を選択することも可能（規則第16条の２第４項は，給与からの差引きについては「できる」規定として定めている）。

※　返納額を給与から差し引くことができるのは，返納に係る通勤手当の給与支払管理者と返納の事由発生月（通知第16条の２関係第２項各号に掲げる月）の翌月以降に支給される給与の給与支払管理者が同一である場合に限られている。

7　返納額を退職手当から差し引くことの是非について

（問51）　退職手当から返納額を差し引くことは可能か。【③】

（答51）　規則第16条の２第４項で規定されている給与ではないことから，退職手当から返納額を差し引くことはできない。

第12　その他

1　兼務職員の通勤手当の取扱いについて

（問52）　兼務職員の通勤手当はどのように取り扱うのか。【④】

（答52）　⑴　本務校及び兼務校共に自宅から２km以上ある場合

ア　交通用具利用者の場合

$$\text{本務校の通勤距離に対応する１か月分の額} \times \frac{\text{本務校への通勤回数}}{21\text{日}} + \text{兼務校の通勤距離に対応する１か月分の額} \times \frac{\text{兼務校への通勤回数}}{21\text{日}} = \text{支給額}$$

イ　交通機関利用者の場合

本務校への通勤回数×２×原則として回数券　＋　兼務校への通勤回数×２×原則として回数券　＝　支給額
（定期券が安い場合は定期券の額）

※１　通勤回数

本務校への通勤回数　＝　21日　－　兼務校への通勤回数

兼務校への通勤回数　＝　週の通勤回数×４

※２　兼務校への通勤事実が無い月の場合

兼務校への通勤事実が無い月が生じても，兼務状態が継続していれば認定どおり支給できる。

〈例〉　自宅～本務校は5.3km　本務校～兼務校は8.4km
自宅からの通算距離13.7km　　週２回兼務校へ

$$6,700\times\frac{(21-8)}{21}+10,200\times\frac{8}{21}$$

=4,147.61　＋　3,885.71　（※この時点では端数処理はしないこと）

=8,033.32　→8,033円　（※ここで１円未満は切り捨てる）

∴通勤手当額は，8,033円となる。

⑵　本務校は２㎞未満で兼務校のみ２㎞以上ある場合

ア　交通用具利用者の場合

⑴－アによる兼務校への日割額

イ　交通機関利用者の場合

⑴－イによる兼務校への所要額

※３　兼務校への通勤事実の無い月は支給停止する。

⑶　その他

ア　上記は，自宅←　→本務校，自宅←　→兼務校の通勤形態の場合であり，その他の場合は教育事務所に照会すること。

イ　交通用具を使用して普通勤務のときより低額となり，実費を不当に下回る場合は教育事務所に照会すること。

ウ　「兼務を常例としている」とは，時間割等に当該職員の授業が組まれているなど，１か月以上毎週通勤する常態があること。